

会 議 録 目 次

令和 7 年第 5 回海田町議会定例会（第 2 日目）

令和 7 年 6 月 3 日（火）午前 9 時 0 0 分 開議

日程第 1	一般質問		
	○玉川真里議員	……………	4
	○岡田良訓議員	……………	17
	○和田法子議員	……………	33
日程第 2	第33号議案	町道の路線の認定について……………	43
日程第 3	第34号議案	海田町公告式条例の一部を改正する条例の制定について……………	46
日程第 4	第35号議案	職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休 暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	48
日程第 5	第36号議案	海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する 条例の一部を改正する条例の制定について……………	50
日程第 6	第37号議案	海田町税条例の一部を改正する条例の制定について……………	50
日程第 7	第38号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について……………	52
日程第 8	第39号議案	令和 7 年度海田町一般会計補正予算(第 2 号)……………	55
日程第 9	発議第 7 号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意 見書案……………	57
	(閉 会)	……………	58

令和7年第5回海田町議会定例会

会 議 録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 令和7年6月2日（月）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 議 6月3日（火）9時00分宣告（第2日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 後 原 一 隆 | 2番  | 夏 野 光   |
| 3番  | 和 田 法 子 | 4番  | 白 井 政 志 |
| 5番  | 石 橋 京 子 | 6番  | 西 田 誠 一 |
| 7番  | 玉 川 真 里 | 8番  | 小 田 久美子 |
| 9番  | 大高下 光 信 | 10番 | 大 江 康 子 |
| 11番 | 宗 像 啓 之 | 12番 | 岡 田 良 訓 |
| 13番 | 久留島 元 生 | 14番 | 多 田 雄 一 |
| 15番 | 崎 本 広 美 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 後 原 一 隆 | 2番  | 夏 野 光   |
| 3番  | 和 田 法 子 | 4番  | 白 井 政 志 |
| 5番  | 石 橋 京 子 | 6番  | 西 田 誠 一 |
| 7番  | 玉 川 真 里 | 8番  | 小 田 久美子 |
| 9番  | 大高下 光 信 | 10番 | 大 江 康 子 |
| 11番 | 宗 像 啓 之 | 12番 | 岡 田 良 訓 |
| 13番 | 久留島 元 生 | 14番 | 多 田 雄 一 |
| 15番 | 崎 本 広 美 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|               |         |
|---------------|---------|
| 町 長           | 竹野内 啓 佑 |
| 副 町 長         | 夏 目 啓 一 |
| 教 育 長         | 森 山 真 文 |
| 企 画 部 長       | 脇 本 健二郎 |
| 総 務 部 長       | 鶴 岡 靖 三 |
| (選挙管理委員会書記長)  |         |
| 福 祉 保 健 部 長   | 森 川 雅 枝 |
| 建 設 部 長       | 木 村 生 栄 |
| 教 育 次 長       | 新 藤 正 敏 |
| 企 画 部 次 長     | 吉 本 真 人 |
| 建 設 部 次 長     | 門 前 誠 司 |
| 資 産 活 用 課 長   | 久保隅 聡   |
| 財 政 経 営 課 長   | 倉 本 勇 登 |
| 総 務 課 長       | 中 村 修 介 |
| (選挙管理委員会書記)   |         |
| 防 災 課 長       | 松 井 良 哲 |
| 地 域 み ら い 課 長 | 山 田 長 秀 |
| 税 務 課 長       | 杉 本 幸 穂 |
| 住 民 課 長       | 水 川 綾 子 |
| 社 会 福 祉 課 長   | 田 村 健 二 |
| こ ど も 課 長     | 大 村 隆   |
| 長 寿 保 険 課 長   | 岩 本 宏 美 |
| 健康づくり推進課長     | 下 田 由香里 |
| 建 設 課 長       | 早稲田 誠   |
| 学 校 教 育 課 長   | 立 田 春 美 |
| 生 涯 学 習 課 長   | 下 野 武 士 |

ひまわりプラザ館長 北 川 知 世

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 中 山 え り   |
| 次           | 長 戸 成 正 考 |
| 主           | 任 須 崎 亮   |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第 1 一般質問

日程第 2 第33号議案 町道の路線の認定について

日程第 3 第34号議案 海田町公告式条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 第35号議案 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 第36号議案 海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 第37号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 第38号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 第39号議案 令和 7 年度海田町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 9 発議第 7 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書案

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日も大変御苦労様です。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日は、地方自治法第121条の規定により、町長、教育長、選挙管理委員会委員長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。なお、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので、御了承ください。議場内では、スマートフォンや携帯電話をお持ちの方は、音が鳴らないようにしていただきますようお願いを申し上げます。確認をしてください。なお、体調管理の面から、上着の脱衣の許可をいたしますので、あらかじめ御了承ください。本日の議事日程はあらかじめ

め御手元に配付をしております日程第1から日程第9に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行したいと思います。7番、玉川議員。よろしくお願いします。

○7番（玉川） 7番、玉川です。本日は大きく3点についてお尋ねいたします。

まず初めに、1点目、居場所づくりについてでございます。高齢者や若者の居場所づくりについて。町長は第3の居場所づくりとして、役場の1階部分の開放など居場所づくりを進めておられますが、高齢者いきいきサロンなど、自治会に依存している部分も多く地域差がございます。若い共働き世帯が多い地域では、役員の負担も大きく、自治会による高齢者いきいきサロンは、実施が困難な地域もございます。自治会への丸投げではなく、行政にしっかりと対応していただきたいという町民の皆様の声が多く聞かれております。今後、どのように対応されるのでしょうか。また、役場1階スペースは、中学生以上の勉強の場としては、有効に活用されていると拝見できますが、小学生の居場所には向かず、小学生の居場所づくりが必要だと考えております。海田町は、ネウボラ事業により就学前のこどもさんや妊産婦の方への対応は充実しておりますが、ネウボラ事業のために、それまで小学生が居場所として使っていたところを、現在は小学生が使えなくなっております。公園なども遊具が少なくなり、活発に活動する小学生の居場所が少ないように感じます。これらについてはどのようにお考えでしょうか。目的や対象を考えた居場所づくりを行い、様々な年代が安心して過ごせるように工夫すべきと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、ひまわり大橋の自転車通行についてお尋ねいたします。現在、ひまわり大橋は、自転車に乗車したままの通行を禁止しておりますが、どのような経緯と目的があったのでしょうか。現在禁止はされておりますが、実際は多くの自転車が往来している現状をどのようにお考えでしょうか。いつも利用されている住民の方からは、通行せざるを得ないのだから安全に通行できるように通行区分を設けたらいいのではないかと提案をいただき、担当課にもお伝えいたしました。端を、走行向きを指定して自転車が走行できるように、中央には、進行方向を提示して歩行者の流れが混ざらないようにするなどの工夫をすれば、安全で快適な通行ができると思いますが、いかがでしょうか。その際、走行部分の路面を走行に適した素材にし、分けて、色や方向を示す矢印などで区分すれば分かりやすくなると思いますが、いかがでしょうか。

最後に、投票率を上げるための投票済みシールの配布についてお尋ねいたします。3月の選挙では、投票済みシールが配布されていましたが、投票所によって様々な対処であったため、不満の声や、何のためにやっているのか分からないとの声が聞かれました。投票率も前回に比べて下がっております。今回は、何の目的でつくられ、どのような効果を上げられたのでしょうか。また、何枚作成し、どのように配布され、何枚配布できたのでしょうか。この投票済みシールにつきましては、提示することで何か得られるものがあるなど、プラスアルファがないと投票率向上にはつながらないように思います。例えば、消費向上のための補助金等を使って割引がされたり、シールだけではなくて証書式にすることで、学生の政治参画を証明し、進学するときに活用できるような仕組みづくりをつくるなど、何かプラスアルファを考えるべきと思いますが、いかがでしょうか。以上3点について、御答弁願います。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）はい。玉川議員の質問の1点目と2点目は私から、3点目は選挙管理委員会から御答弁をいたします。まず、1点目の居場所づくりについての質問でございますが、まず、高齢者の居場所づくりにつきまして、自治会単位でのサロンのほか、町内の公共施設のうち、公民館や福祉センターにおきまして、高齢者向け講座や住民主体の自主運営による運動や体操、趣味のサークル活動など、誰でも自由かつ気軽に参加できる多彩なプログラムが展開をされております。また、より身近な地域におきましても、居場所づくりを進めていくため、自治会がないなど住民主体の運営が困難な地域を対象に、誰でも参加できる通いの場を設け、より多くの高齢者の外出機会を促す取組を行っているところでございます。こうした通いの場を将来にわたり持続的に運営していくためには、マンパワーが不可欠でございまして、新たな活動の開発や、より楽しく効果的に運営するための担い手の確保が課題であると認識をしております。引き続き、町の保健師や栄養士を派遣しサポートや助言を適宜行うとともに、新たな担い手の掘り起こしに向けた方策を検討してまいりたいと考えております。次に、小学生の居場所づくりにつきまして、現在、屋内施設としては、児童館や公民館、児童クラブ、屋外施設としては、学校グラウンドや公園を中心に、小学生の放課後の居場所が形成されているものと認識をしております。また、放課後こども教室や公民館での夏休み講座、福祉センターの水泳教室など、小学生を対象とした事業やイベントも数多く実施しているところでございます。引き続き、こどもにとって安全・安心に過ごせる居場所や多様な体験機会を

提供できるよう、こどもが日常を過ごす場所に足を運びアウトリーチ型でヒアリングを実施するなど、当事者であるこどもの意見もお聞きしながら、より良い環境づくりやコンテンツの充実に取り組んでまいります。私自身、居場所づくりは公共の重要な役割であると認識してございます。こどもから高齢者まで、あらゆる年代の町民が自分のサードプレイスを見つけ、豊かな日常生活を送ることができるよう、多様なニーズを把握しながら、居心地が良いと思える居場所づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）すいません。ちょっと補足をさせていただきます。次に、2点目のひまわり大橋の自転車通行についての質問でございますが、まず、自転車の通行禁止につきまして、ひまわり大橋は、平成5年に竣工後、道路交通法上、車両の通行は制限される一方で、自転車の通行は禁止されていない道路として供用されております。町といたしましては、橋上での事故の未然防止の観点から、自転車利用者の皆様に対して、自転車を押して通行していただくようお願いしているところでございますが、残念ながら守られていないケースが多々見受けられている状況でございます。次に、歩行者と自転車の通行区分につきまして、今年度実施いたしますひまわり大橋の上部工の路面改修に合わせて、歩行者と自転車を分離する通行帯を整備することとしております。併せて、橋上の安全性向上の観点から、歩車路の色分けや路面表示などにより歩車分離を効果的に誘導できるよう工夫してまいりたいと考えております。それでは、玉川議員の質問の3点目は、選挙管理委員会から御答弁いたします。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（鶴岡）玉川議員の質問に答弁いたします。投票率向上対策についての1点目、投票済みシールの配布についてでございます。まず、目的につきましては、特に若年層の主権者教育を兼ねた選挙啓発として実施をいたしました。次に、効果については、シールのデザインの募集に若い世代を中心に284件の応募をいただき、主権者教育としての効果はあったものと考えております。また、期日前投票所で入選作品を展示したところ、応募されたこどもさんと一緒に来られた方や、投票済みシールをもらえると聞いて来たという方もおられましたので、投票率の向上にも一定の効果はあったものと考えております。2点目の作成枚数につきましては、10,000枚を作成し、約5,000枚を配布いたしました。3点目の付加価値の付与につきましては、今回実施をした投票済みシールの配布については、賛否両方の評価があり、議員御提案のアイデアや他団体

の取組事例を参考にしながら、より良い選挙啓発を検討してまいります。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）それでは再質問をさせていただきます。まず、1点目の高齢者の居場所づくりについてでございますが、私もいろいろ高齢者の居場所づくり、他の自治体さんたちがどういうふうにしているか調べてみたんですが、なかなか、自治会のみというふうに限定して補助金を出しているところは、探すことが難しいぐらいでした。当町の居場所づくり事業補助金、高齢者の居場所づくり事業補助金の中には、はっきりと、補助金の交付対象は町内の自治会とするというふうに明記されており、ほかの方々が、自分たち有志でグループをつくり、申請しようとしても補助金が受けられません。このような状態を海田町はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（桑原）長寿保険課長。はい、どうぞ。

○長寿保険課長（岩本）現在は、議員おっしゃるように、自治会単位での運営がなされているところであります。ただ、自治会単位で運営するサロンについては、継続しながら、運営単位を自治会単位に限定することなく、活動に意欲のある方々が行うサロン事業に対する支援の仕組みづくりについて、社会福祉協議会とも連携しまして、検討してまいります。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）今まで、自治会以外の団体、個人のグループ等からの補助金申請についての御相談というのは、なかったのでしょうか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）私は承知しておりません。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）それは、情報収集不足だと思います。私が聞いている限りでも、自治会単位では実施してくれないと言っているけれども、複数名でしっかりお世話をしてやりたいので申請して補助金の対応してくれないかという御相談をされた方がいたはずですよ。そのような情報が入っていないこと自体が、このシステム自体がもう役に立っていないんじゃないのかと思います。本当に、ほかの県内外、調べてみましたが、本当に自治会のみというふうに限定した補助金のつけ方をしているところを、なかなか見つけられませんでした。広島市でも、NPOであったりだとか、ほかの団体、個人的なグループに関しても補助金申請できるようになっておりますし、様々な団体をつくれるような、また、

多くの方が利用しやすいような設定になっております。先ほど、今後検討されるということでございましたが、いつからどのような範囲でされるというふうに検討される予定でしょうか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）今年度すぐ検討してまいりまして、速やかに、地域の実情に応じて、自治会単位に限らず、運営できるようにしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）それは、例えば、地域の個人の、特に団体を持たない人たちが、自分たちで何人か集めて、周囲の高齢者の居場所づくりをしたいといった場合にも活用できるような仕組みにされる予定でしょうか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）そのように考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）是非、早急をお願いいたします。次に、こどもとか若者の居場所づくりについてでございます。こども家庭庁のほうで、様々、居場所づくりに関しての指針が出ているところは御存じかと思いますが、先ほど町長答弁にもあったんですけども、大事なのは、こどもたちが安心・安全に過ごせる場所というよりかは、こども家庭庁がしっかり伝えているところによりますと、こどもたちが何を望んでいるかしっかりとこどもたちの意見を聴いてやりなさいということが書いてあります。アウトリーチ型でヒアリングを実施するなどというふうに書いていますので、是非それを実施していただきたいと思うんですけども、そこに、誰が動くかということでございますが、当町においては、どのように、こどもたちの声を聴いて、それを、居場所づくりに反映しようと考えておられますでしょうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（大村）こどもの意見を伺うのにどのようにして聴いていくのかということですけども、まず、うちのこども課の職員、それから、ひまわりプラザ、それから各児童館の職員などが実際に居場所、ひまわりプラザでしたらひまわりプラザに、こどもさん来られてますし、例えば福祉センターとか、そういったこどもが集まっているところで、こどもの意見をお伺いしながら、居場所を整備していきたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）なかなか、今おっしゃられたようなことについて、実施しようとしても、それだったら今までもできたはずですよ。それができてないですよ。そうじゃないですか。今現在、適切にこどもの居場所がつくられているというふうには感じられません。これ、こども家庭庁が、こどもの居場所づくりコーディネーターの設置を推進していて、それに補助金がついて、国庫補助金等がついていることについては研究されておりますでしょうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（大村）今、こどもの意見を伺う手段としてですね、今までも聴いてないというわけではなくてですね、各所属の職員、施設の職員などが、その場に来られたこどもさんとかの意見をお伺いしながら、適切なその目的、それから対象に応じた居場所づくりというのは進んできたつもりではあります。で、そこが不足している、十分じゃないのではないのかというつくりについて、アウトリーチ型で、今後、より、もっと深く聞いていこうと思っているところでございます。それと、そのコーディネーター設置、配置等支援事業については、もう少しちょっと、今のところ検討はしていなかったんですけれども、今のところ、そういった、先ほど申し上げたとおり、こどもたちの意見をお伺いしながら、居場所の整備をしていこうと思ってるところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）令和7年度の当初予算でも、しっかり明示されておまして、やはり、職員さんの目を見て、今までどおりということではなく、アウトリーチと言っても、なかなか具体性がないと思います。ここは専門にこども居場所づくりコーディネーターを配置されて、考えるべきだと思います。これに関しては、私でも、すぐに引っ張ってこられる資料が、こどもまんなかこども家庭庁というところで出ております。それを見てただけてないということなんですけれども、実施主体とコーディネーターの配置された1実施主体あたりということで、国、県、市町、それぞれ補助率が決まって、国が2分の1出すということで、いいものがあるんですけれども、これを使ってすべき案件だと思いますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）こども家庭庁のほうで、居場所づくりのほうの重要性をしっかりとってあることについて、海田町におきましては、海田児童館、それから、海田東児童館もございます。その中には保育士のほうも配置いたしまして、居場所づくりコー

ディネーターと同様な程度のこどもへのサポートであるとか、遊びの提供をさせていただいているところですが、こども家庭庁が示しています居場所づくりコーディネーターの要綱もしっかりと把握しながら、今配置している保育士等で対応していきたいというふうに思っております。また、こうわシンギュラリティ高校ひまわりプラザにつきましても、保育士のほうも配置しております。その中で、児童への、特に小学生へのいろいろな居場所、それから遊びの提供について、しっかりと今後とも取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）これまでどおりの御回答なんだろうなというふうに思いますし、実際、小学生、それから、今は少し大きくなっているけれども、小学生のときに遊んでいたところが、ネウボラ事業が始まって遊べなくなった、また自分たちの居場所がなくなったというこどもたちの声を多く聞いております。今ある人材でできるというふうに言われておりますが、やはりそこは専門的にやってくださる方を配置して、既存のやり方で海田町が変わるとは、特に福祉関係については感じられない悲しい現状がございますので、このような、国が示しているこどもの居場所づくりコーディネーター事業というのがございますので、そこを活用してやるべきだと思いますが、町長、町長の意見はいかがでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）こどもの居場所づくりは、こどもたちのこれからの成長にとって非常に重要なことであると考えております。現在実施している事業をしっかりと進めながら、国が示すコーディネート事業についてはしっかりと検討し、今、既存の事業にしっかりと落とし込みながら、こどもたちが安心して遊べる環境づくりのほうを進めたいというふうに考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）国が定めていて推進していて、補助金まで付けているこどもの居場所づくりコーディネーター事業について、今の既存の方法でやられるというふうに固持される理由は何でしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）現在、町民センター、それから海田児童館、こうわシンギュラリティひまわりプラザにおきまして、保育士のほうを各児童館については4名ずつ、それ

から、ひまわりプラザについても正職1名、それから会計年度2名の、3名配置をしているところでございます。この職員たちによって、こどもたち、小学生の居場所についても、しっかりと対応していきたいというふうに考えておりますが、先ほども申しましたように、国が示すコーディネーター事業についてしっかりと検討を行いながら、事業、それからこどもたちの意見をアウトリーチによってしっかりと伺いながら、現状のところをしっかりと進めながら、今後必要に応じて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）せっかく国の補助金がついているこのコーディネーター事業なんですけど、町長、これやらない理由は何ですかね。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）町長答弁にもございましたように、あらゆる年代の町民が自分のサードプレイスを見つけ、そこが必要であるというのは町長申しておりますので、そこについては町としてはやっていく。で、先ほど、玉川議員がずっとおっしゃられたコーディネーター事業なんですけど、要綱等は、こどもの居場所に対して熱意や深い知見を有する者であるとか、例えば、こういう資格が要りますよとか、そういうものではないので、そこはちょっと検討が要るよというところ。で、今、福祉保健部長がずっと答弁していたのは、今、現在、例えば保育士さんとか、こどもを見る資格を持った人が、きっちり見ていることは見ているというところで答弁させていただいたもので、ずっとこれでやっていくとか、固持するとか、そういうのではなくて、7年度国が当初予算で上げたばかりの事業でございますので、またそのコーディネーターの要件も、ちょっと正直ふわっとした書き方、こどもの居場所とか、深い知見を有する者、これ、どんな人なんだろうというような、ぱっとお答えしにくい部分もございますので、そこは福祉保健部長が先ほど申しましたように、ちょっと検討、必要な部分かなと思っております。はい。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）じゃ、この補助がついているコーディネーター事業について今後しっかりと研究される方向性でいらっしゃるのかどうか、それについて御答弁をお願いします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）はい。国の示すコーディネーター事業をしっかりと検討しながら、教育委員会のこども教室や、各公民館等でも実施している事業についてもしっかりと進

めながら、検討してまいります。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）本当、いつも福祉の関係については、変えない、やらないという答弁が多いので、それでどんどん福祉の質が落ちているという声を聞いております。最新の情報をしっかり御検討いただきまして、今後、海田町でも、同じようなレベルのこどもたちの意見を聴いた、こどもたちが望むような居場所づくりができるようにしていただきたいと願っております。

それでは次の質問に移ります。次に、ひまわり大橋に関しての自転車の通行でございますが、先日、小田議員からも質問があり、ほとんど解決しているものかなというふうに思うんですけれども、まず、これまで、事故とか苦情っていうのが少なかったということは、とても良かったなと思います。ただ、通行について、なかなか、今混雑している危険な状態であるということで、いろいろ、この、今年度8月に発注していただいて、今年度中の工事ということであったんですけども、皆様が、実際に供用開始できる時期はいつ頃になるのでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）8月発注をして、工事が年度末になりますので、その完成後、一応、8年3月以降を考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）是非それも広報していただきまして、私も聞き、小田議員も聞いて、たくさんの方の住民さんが関心を持っておられますので、広報もしていただけたらと思います。次ですが、今までも、上部の工事をされているんですけれども、耐久性の問題とかあって、持続的に通行できる、自転車が通っても壊れないような対策が必要かと思いますが、そちらに関して、この工事を発注する際には、検討されているのでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）昨年度行いました実施設計の中で、今回、ひまわり大橋、結構大きい工事になりますので、庁内の若手技師を集めまして、検討チームをつくって、他の市町の事例案件等々を見てきております。その中では、現況のタイル舗装が比較的ちょっと割れて、補修が頻繁になるということで、現在のアスファルト、カラーアスファルト舗装であるのが一番ベストじゃないかということで、検討した結果で施工していきたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）昨日も、アスファルトの塗装でということで、これから丈夫になって、走行可能な橋になるのかなと思うんですけど、1点、自転車が走行するときにスリップの問題があると思います。スリップが起きると歩行者にも不安全的な状態になると思うんですけども、そのスリップの対策についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）先ほど申し上げましたように、検討する中で、もともとのタイル舗装っていうのが一番滑りやすいところの中の、タイルであるとか、いろんな陶磁器であるとか、いろんなものを検討した中で、アスファルト舗装、通常の道路と同じような舗装、これ色付きの舗装となりますので、そういう分について一番安全性があるものと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）最後なんですけど、通行方向をしっかりと区分しないと逆に危なくなるということがあります、カラーだけではなく矢印等の分かりやすい表示等も御検討されているのでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）はい。出入口というか、右岸側、左岸側、横断歩道の位置が違っております。そういった横断歩道と、それからあと、どこどこを自転車が通るのかっていうところの区分けするために、矢印であるとか、自転車マークの表示だとかといったところも併せて検討して、施工していきたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）通行方向については、例えば、今までの自転車通行帯のようなマークで統一されて、こちらはこういうマーク、反対だったらこういうマークという感じで、しっかりと明示される予定でしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）はい。その辺のしっかりしたイメージが分かるように施工していきたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）本当、ひまわり大橋、たくさんの利用者の方がおられますので、今後、いいものができるように願っております。よろしくお願いします。

最後に、投票済みシールについてでございますが、効果が一定の効果を上げたと思われるというふうな答弁であったんですが、私のほうにも、これは何の効果があったのか、何のためにつくったのかという苦情の声しか、なかなか聞けてないんですけども、そういう苦情については、今まで承知されておりますでしょうか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（中村）はい。投票所におきまして、これ何に使ったらいいんですかっていうようなお声は何いました。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）何をもって効果があったとされているのかについては、主権者教育としての教育効果があったというふうに書いていただいているのですが、本当にそうであったのかなというところも、ちょっと不明かなというふうに思います。どこに向けて施策を講じるかというのがありますが、10,000枚のシール予算、聞いたかと思いますが、再度、これについては、金額は幾らかかっておりますでしょうか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（中村）費用につきましては39万1,910円でございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）約40万円ぐらいの予算がかかったということではありますが、費用対効果として、苦情もたくさん聞かれておりますし、その後の利用活用というところで、なかなか活用ができないというところがあったのかなと。で、先ほど答弁にありましたように、この選挙割というところについては、賛否両論があるというのは私のほうも承知しております。法律的に大丈夫なのかというものであったりだとか、なかなか、実行するのに難しい、偏ったところに何か特がいくんではないのか等々、あと転売の問題もあったかと思えます。この選挙割というのを、なかなか使いづらいとは言いつつも、全国区でボランティア団体がやっているところっていうのもあって、ここ自体は非営利なのかなというふうに思うんですけども、ただ、この選挙割は、例えばこういうものということであって、ほかの町でもいろんな方法を考えられております。例えば、この選挙割というのも、この全国の選挙割を使わなくても、町独自で、例えば、町内にある有料施設に対しての割引、無料になるであったりだとか、今、巡回バスの利用促進というところもありますが、そういうところの、助成じゃなくて、割引になるであったりだとか、海田町独自の何かプラスアルファというものが考えられるんじゃないのかなと思いますが、

それについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（中村）議員御指摘のとおり、選挙割等につきましては、利益誘導につながるといったような課題もあって、慎重に取り組まなければならないと思っております。民間事業者等ですね、自主的な行動として、やっていただけるような促し方については、関係機関等々、情報提供しながらやっていきたいと考えております。これ、慎重にやらなくちゃいけないので、時間がかかると思います。ですので、別な付加価値としまして、例えば模擬投票所を投票所などに設けて、親御さんも子どもさんも主権者教育にもなるし、投票率の向上にもなるというようなことに付加価値をつけながら考えていこうかと思っております。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（鶴岡）議員御指摘のとおり、今回実施をいたしました投票済証につきましては、反省すべき点も多々あったというふうに評価をしております。今回の反省点も生かしながら、本町に合った選挙啓発、どういったのがいいのか、先ほど書記からも答弁がありましたとおり、いろいろとこう考えて、いろいろと取り組んでいきたいというふうに考えております。本日、議員さんからもアドバイスもいただきましたし、他団体でもたくさんの取組事例がございますので、そういったものを検討しながら、様々な手法を検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）是非お願いします。最低限、何か使えるものでなければ、例えば、ほかの取組でいうと、しおりにするというような自治体があったりだとか、私のほう考えたのは、例えば、かばんに付けて反射素材とかになると、防犯対策になるとか、やっぱりプラスアルファをしっかりと考えていかないと、子どもたち、デザインしてくれてせっかく作ったものであるのに、なかなかそれが苦情につながったり、大人から、何だこれはって言われているって思ったら、逆に、主権者教育になるどころか、何か嫌なことをやってしまったのかな、まずいことやってしまったのかなということで、そういう、子どもたちを傷つけることにもなります。なので、しっかりその辺り、考えていただきたいと思います。そこはちょっと、くぎを刺すというところで。今後、しっかり考えていただいて、投票済証っていうものに対しては、約6割、2021年の衆議院選のデータしかございませんが、大体6割ぐらいの自治体でやっておられまして、賛否両論あるところでご

ざいますが、いい面もあるかなというところがあります。で、今後この投票済証を活用するとしてですね、今回、私自身も投票に行ってみて気付いたんですけども、ひまわりプラザなんかは、投票して終わった、少し離れたところに、何の表示もなく置いてありました。私は知ってたので、これ何ですか、もらっていいですかって言ってもらいました。職員何も言いません。このあたり、どのような指示で、投票所に置かれたり、配布をされたんでしょうか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（中村）当初、各投票所につきましては配付をしてくださいというお願いしかしておりませんでして、投票所にお任せしている状況でしたが、途中でそのような苦情がありましたので、本部のほうに、できる限り人を張りつけて手で配ってくださいというお願いを、途中からしたようなことでした。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）これは期日前投票から既に配布が始まっていたんでしょうか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（中村）はい、期日前投票から配っておりました。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）じゃ、その、行き渡る人、行き渡らない人がいるとかってという苦情、変換、配り方を変換したのはどの時点からだったんでしょうか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（中村）時間帯によって職員が少ない、投票所内の職員が少ないときとか、お客様がすごく多い時期とかがありまして、期日前投票所においては、基本的には人が張りつくようにはしておったんですが、張りつけない時間帯もございました。そういうところを勘案して、当日投票についても、配り方については特に最初は限定していなかった、指示していなかったんですけども、そういった状況でした。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）少なくとも、私、当日のかなり遅い時間に投票に行ったんですが、その指示をされていたんだとすれば、指示は伝わっていなかったのかなというふうに思います。せっかくいい施策されましても、例えば議員からの提案でいい施策をしても、それが、全職員が同じ思いでしっかり行き渡らないと、やったふうになるだけ。やってますよという、よくね、そういう、事実つくってるだけじゃないのって、ここでもそういうとこ

ろが拝見できるんじゃないでしょうか。せっかく、40万をどういうふうを考えるかでございますが、皆さん今一生懸命、あちこちからちょっとずつでも予算を集めて、少しでも福祉施策、良くしようとされているところだと思います。いろいろな、今までやっていたところを削ってでも御負担をかけている。そんな中でこの40万ですよ。本当にしっかり反省していただきたいと思います。私、今回は、丁寧に指示もいってなかった、配ってもらってなかったと感じておりますので、これから先、皆様をお願いしたいのは、やっぱり、実施をするのであれば、しっかり末端まで御指示していただきまして、それが住民のどういう役に立って何の意味があるのかっていうところを知っていただくように教育していただきたいと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（桑原）副町長。副町長、一言。

○副町長（夏目）先ほど選挙管理委員会書記長からもありましたように、反省すべき点多々あったということは承知しております。先ほど議員からも、しっかり御指摘がございましたので、末端まで浸透できるように、手法については、ちょっと、今回に限らずですね、様々な手法を他の自治体も、もうちょっと参考にしてですね、より良い改善の方向に向けて、検討してまいりたいと思います。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）本当、この投票済証、投票済証自体は悪いものではないと思います。やり方次第で、例えば、学生のほうが投票しましたという証書のツータイプでもいいじゃないですか。そういうふうに発行をしてあげることで、学校にそれを提出する。それがもしかしたら、今後、進学に有効になるかもしれない。そういう社会を見越して、将来を見越してしっかり、こういう施策つくっていただきたいと思いますが、その辺り、お願いいたしまして、再質問を終了いたします。はい。

○議長（桑原）暫時休憩をします。再開は、10時。

~~~~~○~~~~~

午前 9時46分 休憩

午前10時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。一般質問を続行します。なお、議会広報の関係で写真を撮ることを許可しておりますので、御了承ください。12番、岡田議員。

○ 1 2 番（岡田）12番、岡田です。この場所での発言は初めてですのでよろしくお願いいたします。

こどもの医療費助成について。2023年9月29日に公表されたこども家庭庁のこども医療費助成制度の調査によると、こどもの医療費の助成の対象が15歳以上、所得制限なしという自治体が、市町村の約9割まで広がっています。そんな中で、海田町のこども医療費助成制度は今、入院通院ともに、中学校卒業まで拡充をされております。こどもの医療費は、本来、国の責任において全国一律の制度として拡充するべきものですが、国に要望していくという立場でした。しかし、現状で、国の制度創設の動きが見えず、他の自治体で独自の助成制度が広がる中、広島県23市町でも、中学校卒業までの入院、通院を助成している自治体は、広島市、福山市、府中町、海田町の4市町で、他の19市町は、18歳高校卒業まで助成をしております。他の自治体とのギャップに、町民の制度拡充の声が広がっております。町長はこの状況をどのように認識されているでしょうか。また、他の市町のように制度を拡充するつもりはないかをお尋ねをいたします。海田町が他の自治体に遜色のないこどもの医療費助成制度を実現をするために、対象年齢の拡大、所得制限の撤廃、一部負担金の廃止を決断することが必要ではないか、重ねてお尋ねをいたします。なお、最後に、広島県のこどもの医療費の状況を載せております。

学校給食の無料化について。こどもたちにとって、学校給食は、同じものを食べて、味を共感したり、話し合ったり、苦手な食材にも挑戦するなど、楽しく大事な学びの時間でもあります。物価高騰が長引く中で、義務教育を無償化とする憲法に基づき、豊かな学校給食をこどもたちに無償で届けようと、全国で運動が広がり、県内でも無償化を進める自治体も生まれております。全国で小中学校ともに給食費を無償化にしている自治体は、日本農業新聞によると、2017年76自治体から、昨年8月には491自治体へと広がっております。隠れ教育費の研究をされている千葉工業大学准教授の福嶋尚子氏は、文部省の調査で、学校給食費は年間の全国平均が、小学校で4万9,247円、公立中学校で5万6,331円となっております。学校給食費と学校教材費を合わせた隠れ教育費の総額として、無償と言いながら、公立小学校で年間11万5,000円、公立中学校で年間約18万9,000円となると言われております。この隠れ教育費の中でも学校給食費は大変重い負担になっていると指摘をされております。世田谷区では、昨年4月から物価高騰に対して、区立の小中学校約5万人を対象に無償化いたしました。保坂区長は、少子化対策や義務

教育無償化を進めるためにも、物価高騰の状況が変わらず、国として、教育費無償化をされるまでの間は続けるとされております。海田町では、今は中学校3年生だけが給食費の無償化ですが、全ての小中学校の給食費を無償化するために必要な予算は、何億円でしょうか。町長にお尋ねをいたします。2018年に国会で我が党の吉良よし子参議院議員が、学校給食は、憲法第26条に定める義務教育費の無償化の範囲であり、学校給食法第11条で、保護者負担とされている食材を自治体で全額負担することを否定しないという国会での答弁を引き出しました。海田町でも学校給食は完全に無償化するべきではありませんか。また、学校給食法第11条を根拠に、無償化しない理由はないと思いますが、町長の見解を求めます。

3番目に、被爆80周年について。施政方針には被爆80年の取組について何も書かれていないように思いましたが、海田町には被爆者の方が今年1月末現在で680人おられます。また、黒い雨に遭われた核被害者の方もおられます。被爆者の皆さんの願いは、核廃絶と被爆者救済です。80年という節目に、町長はその意味をどのように受け止めておられるかお聞かせください。広島市は被爆体験伝承者養成事業をされて、被爆体験証言者、被爆体験伝承者、家族伝承者がおられます。小中学生にリアルやオンラインで講話をしてもらうのはどうでしょうか。日本政府には、核兵器廃絶こそ安全保障政策の中心に据えていただいて、橋渡し役よりも核兵器廃絶の運動の先頭に立つべきだと思います。日本被団協の田中熙巳理事長は、昨年の12月のオスロでのノーベル賞受賞式でのスピーチで、1956年8月に日本被団協を結成して以来、二つの基本要求を掲げて運動してきたことを述べられました。二つの基本要求、一つは、日本政府の戦争の被害は国民が受忍しなければならないとの主張に抗い、原爆被害は戦争開始し遂行した国によって償わなければならないという運動。二つ目は、核兵器は極めて非人道的な殺りく兵器であり、人類と共存させてはならない。速やかに廃絶をしなければならないとスピーチで述べられました。日本政府が自らの責任に向き合わない姿勢を改めさせるためにも、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名を役場庁舎などに置き、来庁者に署名をしてもらう考えはないかお尋ねをいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）それでは岡田議員の質問に御答弁いたします。1点目の、こどもの医療費の助成についての質問でございますが、子育てに関する経済的負担の軽減につきましては、国の責任において全国一律の実施が望ましいとの考えに変わりはなく、引き続き

広島県町村会等を通じて強く要望してまいります。一方で、子育て支援は未来への投資との考えのもと、本町におきましても、将来的な所得制限の撤廃などの制度拡充を見据え、制度拡充に向けたシステム改修に関する協議や、関係機関との調整などの準備を行う方針としております。

続きまして、2点目の学校給食費無償化についての質問でございますが、小中学校の学校給食費を完全無償化するためには、約1億8,000万円の予算が必要となります。本町の取組といたしましては、令和6年度から、中学校3年生を対象とした学校給食費の無償化に加えて、中学校1・2年生及び小学生を対象とした学校給食費に対する物価高騰分の支援を実施しているところでございます。こうした中、先般、国におきまして、令和8年度から小学校を念頭に地域の実情に応じ給食費を無償化し、中学校もできる限り速やかに始めるとの方針が示されました。本町といたしましては、国の給食費の無償化に関する制度の枠組みなど、具体的な内容が明らかになり次第、適切に対応できるよう、今後の国の動向を注視してまいります。

続きまして、被爆80周年についての質問でございますが、まず、被爆80年の受け止めにつきまして、被爆80周年の節目を迎える中、被爆者は、今も苦しみを抱えながら、被爆の実相と核兵器廃絶を訴え続けられておられます。その思いを次の世代につなぎ、核兵器廃絶と世界恒久平和を実現することが、私たちの使命であると再認識しているところでございます。次に、被爆体験証言者の方などの講話につきまして、これまで、一部の町内の小中学校におきまして、平和学習の一環として実施しており、今年度も8月以降、学校や平和記念公園で被爆体験伝承者から話を聞く学習を行う方向で検討しているところでございます。最後に、署名につきまして、被爆80周年の節目を迎え、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けた取組を推進していくため、毎年8月に役場庁舎で実施しております平和ポスター展示に併せまして、核兵器禁止条約の早期締結を求める趣旨の署名コーナーを併設することといたします。また、本町が加盟しております平和首長会議におきましても同様の趣旨のオンライン署名を実施されているため、町ホームページ等により御案内することといたします。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）こどもの医療費についてですけども、これずっと前から、佐中議員のときからずっとやりよるんですけども、今の、私が議員になったときに、確か、入院も通院も小学校卒業前ぐらい、卒業までじゃなかったかと思うんですけども、そのとき

には、ほかの市町に比べて、ほかの市町は小学校3年生までとかいうふうな格好だったんですけれども、結構進んだ部類いうんですかね、ほかの市町に比べてね。そのときに、当時の山岡町長も、何か子育てをするなら海田町というふうなスローガンだったんですけれども、その間、ほかのところがどんどん進んできたいうんか、今の資料の一番最後にも付けておるんですけれども、広島市でも、広島県の中でも、こういうふうな4町だけが中学校卒業までというふうな状況なんですけれども、ここは広島市があるから、それよりも上に行ったらいけないんかどうかいというのはよう分からないですけどもね、熊野町も坂町もこの前までは中学卒業までだったんですけども、去年か何か、高校卒業まで拡充をされたんですけども、このことについて町長はどういうふうな思いなんでしょうかね。お尋ねをいたします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）本町におきまして、これまで、子育て支援策の一つとして、年齢の拡大を図ってきたところでございます。町長答弁にもございましたように、やはり、これからのこどもたちへの未来の投資というところで、本町におきまして、所得制限の撤廃であるとか、年齢の拡大というところに向けまして、関係機関との調整に入っているところでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）確か、岸田内閣のときに、子育て何とかかんとかいうことで、異次元の子育て対策とかということ、こういう予算をぼんをつける、予算をつけるかどうか分からないけど、そういうふうなことを言われたことがあるんですけども、それから全然進んでないような、で、海田町でも、今、保健部長言われたようにね、総合的な中で勘案するとかいうふうなことをずっと言われてきとったんですけども、やはり、他の市町で、極端に言ったら、海田町の人が、ほかの県とかに行って、病気になったと。そこだったら医療費無料で、こどもの医療費が無料でしたというふうなところが、言う方が結構おられるんですよ。だからやっぱり、海田町もそういうふうな、18歳までとか、いうふうなのを早急にすべきではないかというふうなのを、もう一度お尋ねをいたします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）町長答弁でもございましたし、先ほど福祉保健部長でも答弁したように、将来的な撤廃とか制度拡充というのは当然見据えています。ただ、海田町は、これ

から後期計画を策定するに当たって、例えば２人目、３人目の多子世帯の対応であるとか、相談しやすい体制づくりであるとか、そういった子育ての総合的なパッケージとして海田町を子育てのまちとして売出したい、売出したいというか、アピールしたいというのがございます。ここは、そこの医療費だけをとらまえて判断するのではなくて、全体の子育て施策、町の方針で進めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○１２番（岡田）今の答弁のようなことをずっと全体的な政策の中でとかいうのずっと言われておるわけなんですね。で、ほかの市町も同じような格好なんだけども、やはり、どんどん拡充をしていくと。海田町は、総合的に、それだけを捉えずに、総合的に一体的にやっていくんだと、いうふうなのは、もうずっと前から言われとるんですけども、その中でもほかの、多分ほかの市町も同じような格好なんですけども、どんどんどんどん何かこう、差がついてきたらおかしいんですけどね、そういうふうな格好になっていくと、生徒数の関係もあるんかもしれないんですけどもね、やはりこういうふうなのはやっぱり、今の国が、そういうふうな制度をするというふうなことを言っても、別に予算が、予算化されたわけでも何でもないんですよ。ただ、そういうふうなことをやりますよというだけで、いつやるんかというのはさっぱり分からないし、予算も、来年度予算がつくかつかんかいうのがよう分からんような状況の中で、やはりそういうふうな状況がずっと続くから、ほかの市町も、国がそういうふうなことを確実にやるまで、その自治体で、国に代わってやろうというふうなところをずっとほかの自治体もやってきたわけなんですけども、海田町はそういうふうな、どういふんですかね、ことをするよな気持ちはあるんです、ないんですかね。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）町長答弁の繰返しになります。将来的な所得制限の撤廃、それから制度拡充を見据えと御答弁させていただいておるとおり、絶対ないとか、そういう答弁はしておりません。繰返しになりますが、子育て支援策全体の方向性の中で、その時期、それから内容については、判断させていただきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）岡田議員。

○１２番（岡田）将来的と言われるんですけど、将来的、いつなのか、今の国がそういうふうなのを決めたときからが、将来的な、国の予算でそういうふうなことがついとるときが、将来的なのか、何か具体的なものがあるんですかね。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）やはり大きな財源が必要になります。岡田議員の２点目の給食費にも大きなものがかかります。給食費も、子育てというか、こどもに対する費用でございます。やはりそこら全体を見ないと、ちょっといつからってというのは、ちょっとまだ６月でございますし、来年度当初なのか、それなのかっていうのはちょっとお答えしにくいところがありますので、それは今後検討させていただきたい、そういうふうに思っております。

○議長（桑原）岡田議員。

○１２番（岡田）ほかの市町がこういうふうな、今の、ほとんどのところがやっておると。

で、府中町と海田町、広島市がなかなか、広島市も最近になってようやく、中学校３年生、去年か一昨年ぐらいだったと思うんですけれどもね、中学校３年生までになったんで、それを超えるというふうなのが、そこら辺のところがあるのかどうかよく分からないんですけれどもね、早急をお願いをいたしたいと思います。

それと給食費なんですけれども、同じような格好になるんですけれども、予算が一億幾らかかるというふうなことで、町長の多分、これ、選挙公約だったと思うんですけれども、その中で、なかなか、いたしいから、いたしい言うたらおかしいんですけど、中学校３年生だけ、で、中学生は高校に上がるからいろいろなところでお金がかかるからという、こういうふうなことだったんだと思うんですけれども、やはり、多額な経費がかかるというふうなことなだけけれども、これを、例えば、年間５万、小学生で５万円ぐらいで、中学生で６万円ぐらいだと思うんですけれども、その例えば１割２割を町で補助すると、そういうふうなことはできないのでしょうかね。

○議長（桑原）企画部次長。

○企画部次長（吉本）現在、本町としましては、町長公約である三つの無償化というところで、おむつの無償化、医療費の無償化、学校給食の無償化という、もう実現に向けて少しずつ取り組んでいるところではございます。御提案の給食費の一部助成というところで申しますと、今現在も既に、物価高騰対策の側面からも、給食費の一部助成して、保護者負担の軽減を図っているところでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○１２番（岡田）ちょっとよく分からないんですけれども、教えてもらいたいんですけれども、一部負担というのは、どれぐらいの負担なんだろうかね。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）令和7年度の当初予算編成のときに、新規事業のところでも、資料としてはお出ししてるんですけども、小学校318円の予算ベースですね、単価のところ、58円を町で負担をしております。これ物価高騰分として。中学校の給食単価358円に対して58円を物価高騰分としてしております。中学校3年生は物価高騰分と基礎ベースというか、本来の給食費分の300円は全額無償にしておりますので、小学校1年生から6年生、それから中学校1年生2年生については、それぞれの全体のかかるお金から58円分を既に補助といいますか、しているところでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）約2割ぐらいということではよろしいんでしょうかね。それは、物価高騰分ということで、ずっと続くわけじゃないわけでしょう。極端に言うたら、来年度も再来年度も10年先も続くというふうなもんじゃなくて、いわゆる町長の言う、給食費の無償化といっても、町長の任期は、失礼な言い方すると、4年なんですよ。その4年のうちの2年が過ぎたということで、あとの2年間で、そういうふうなことをするというふうな格好になるんですけども、私たちは、議員もそうなんですけど、予算がないから、権限、予算も出ないから、極端に言うたら、何でも言えるんですよ。でも町長は執行権があって、予算を持っておられるから、あんまりこの、極端に言うたらですよ、無責任なことは言えないというふうな格好になってくるんですけども、その辺のところを町長の任期ととらまえて、今の町長の公約ですよ、これをどういうふうに考えておられるのかというのを、ちょっとお伺いします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）給食費につきましては、令和7年度予算で物価高騰分58円、令和6年度は40円ということで、物価高騰分については、少し上昇傾向にありますので、今の世の中の経済状況を見ますと、なかなかこれが下がっていくというのは想像しにくいとこではあります。で、国が小学校の無償化ということを言われましたけども、例えば、小学校、今318円単価、予算ベースですけど、これを全額くれるのか。例えば、250円しかくれないのか、全く情報がございません。そういったとこがない中で、軽々に小学校6年生までは無償化だから、じゃあ、中1も中2も中3もあわせてやろうとか、今この場で、多額の財源がかかるその裏づけがない中で、答弁することはちょっと難しいと思っております。ただ、町長公約で、中学校の、ごめんなさい、給食費の無償化というの

は上げておりますので、そういった国の動向を見据えて、先ほどの医療費等も含めた子育て全体の予算の中で判断させていただきたい、そういうふうに今考えております。

○議長（桑原）岡田議員。今の答弁でよろしいですか。岡田議員。

○12番（岡田）町長にちょっと答弁をお願いしたかったんですけど。

○議長（桑原）聞いた話を答えにや駄目でしょう。いいです。よろしいですか。はい、岡田議員。

○12番（岡田）町長、公約をされたわけですから、当選されて、厳しい言い方をしたら任期は4年あって、その4年間の中で実施を、実施いうか、しなければならないということで、今2年が過ぎたわけなんですよね。その中で、この問題をどういうふうにとらまえておられるかというふうなのをちょっとお伺いしたかったんですけども、町長の考えですよね。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）はい。まず、公約の実現に向けた姿勢というところでございますが、やはり公約を掲げた以上はその実現に向けて、着実に歩を進めていく努力はしていかなければならないというふうに考えてございます。その上で、多岐にわたるですね、公約を掲げてございまして、ある特定の分野だけを進めるわけではなくて、やはり総合的に見てですね、進めていかないといけないというふうにも考えてございます。この給食費の無償化についての公約につきましては、昨今、先ほど御答弁しましたように、国において令和8年度、小学校を念頭に、給食費を無償化するとの方針が示されたような状況もございますので、やはり国の財源の活用も含めてですね、しっかりと着実に進めていくことが、町民の負託に応える、責務であるというふうに認識してございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）ほかの自治体もそうなんですけども、国がなかなかそういうふうな方針を示さない、示しても、いつから実施するかいうのは分からない。その間に、他の自治体、ほいじゃ、全てほかのこともそうなんですけども、自治体独自でやっていこうと、そういうふうな、皆そういうふうにして、自治体努力してやりよるんですけれども、ちょっとどういうんですかね、国の方針が、だから国がやるまで何もやらないというふうに聞こえるんですけれども、やはりそうではなくて、国がやるまでの間とか、いうふうな他の自治体全部やりよるわけなんですよね。そういうふうな立場に立ってもらえないかなというふうなことをもう一度お伺いします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）はい、何もやってないわけではございません。先ほど申しましたように、中3は全部無償。で、小学校、それから中学校については物価高騰分、20パーセント弱ぐらいだと思うんですけども、そういったものはもうやっております。で、繰返しになりますけど、国が令和8年度から小学校無償化という方針を出されて、それは非常にありがたい話だとは思っておりますけども、本当にそれが全額来るのか。または、その交付金で来るのか、交付税措置されるのか、どのような形で来るのか、ちょっとそこは本当に分からないので、そこは、町全体の費用がございますので、そこは、それを見て、また判断させていきたい、そういうことでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）多額の、多額の費用いうんか、かかるのは分かっておるんですけども、どこの自治体も今そういうふうな格好なんですね。どういうんか、極端言うたら、余力のあるようなところとか、いうふうなところは余りないわけなんですよ。それでも海田町は、財調の積立てが少しずつ増え、増えとるじゃ、増えとるいうたらおかしいけど、そこそこの毎年、億単位の、何億単位のお金を積立てておるというふうな中で、そういうふうなのを一部活用できないかなというふうに思うんですけども、その辺のところはどうなんでしょうかね。

○議長（桑原）企画部次長。

○企画部次長（吉本）はい。まず、財政的なところで申しますと、夏野議員の答弁でもちょっとありましたが、単年度決算の単年度収支を見ると、余剰金が出ておりますが、それは年度間調整ということで、次年度で基金を取崩して、またそこで補填をするという形で、令和5年度決算で申しますと、財政調整基金は減っているところでございます。財源論ではなく、やはり子育て支援についてというところで、当然、大事だと思っておりますが、そこを医療費無償化であるとか、学校給食、そこだけを捉えて、市町村間での過当競争にするのではなく、やはり本町としては、やっぱり住みたい、住み続けたい、というところのまちづくりというところで、繰返しになりますが、やっぱり、例えば若い世代にとっては、やはり本町に住みたいと思ってもらうためにネウボラを中心とした妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実であるとか、こどもたちの健やかな成長を支え、保護者の子育てに対する不安感や孤立感を和らげるための、直接的な給付だけでなく相談しやすい支援体制、また、2人目3人目の出産を躊躇することない保育・

教育環境の充実、で、住民の満足度をいかに高めるかいう、全体のパッケージとして、子育て支援を取り組んでいきたいというところでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）そういうふうに言われるんですけども、今の子育てとか、そういうのは今、広島市以外いうんですかね、近辺、みんなやりよるわけなんですよ。だから、住み続けたいいうんだったら、そちらのほうへ住むというんか、いうふうなことを、当然耳に入ってると思うんですが、言われるんですよ。その中で、やっぱりこう、海田町もそういうふうなことをやっていかにやいけんのじゃないかないということなんですよ。今の、例えば坂町なんかにしてもね、どんどん、住みやすいというか、そういうふうな施策をとっておられますからね。そういうふうな中で、やはり海田町もやっていかにやいけんのじゃないかないいうふうにね。これ、それこそ町長の考え次第だと思うんですけどもね。そこのところを、ほかのところと競争するんじゃなくて、やっぱり、ほかのところもやりよるから、海田町もやっていかにやいけんいうふうな立場に立てないかなというふうなところ、もう一度お願い、町長にちょっとお願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）はい。私の姿勢としましては、安易にですね、他市町との給付金、補助金合戦なるものに乗るのではなくて、やはり着実にまちづくりを進めていくことが選ばれるまちへの実現にですね、近くなってくるというふうに考えてございます。この給付金、単なる現金による給付措置みたいなものだけでなくですね、子育て全体の環境、これをしっかり整えていくことが大事だと思ってます。今進めております海田東小学校の建替えでありますとか、今後進める予定であります海田小学校の建替えもあります。こうした教育環境も含めてですね、やはり海田町に住めば、妊娠期からですね、切れ目のない子育て支援を受け、そして、県内でもですね、トップ、最高水準の教育を受けられるようなところ、更にはですね、充実した都市環境であるとか、生活利便施設の充足感みたいなところで、総合的にですね、このまちに住めば、充実した暮らしが営めるというふうに実感していただけるような施策をですね、総合的に進めていくことが大事だというふうに考えてございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）そうかもしれませんが、やっぱり町長の公約ですからね、これは、住民の皆さんね、この公約に対して期待をされておるわけなんですよ。そこのところを

公約ですから、実行していただきますようお願いいたします。

それと、被爆80周年のことなんですけれども、竹野内町長、町長になる前に、広島市の職員で、こういうふうなことはよく御存じだと思うんですけども、施政方針にも、全然一言も、一言いうか、一行も載ってない。やっぱり、何で載ってないんかないいうふうなね、ことを思うんですよね。その辺のところ、なぜ載せられなかったんです。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（鶴岡）今年是被爆80年ということでは太い節目ではございますけれども、そういう、被爆であるとか、平和につきましては、これまでも引き続き取り組んできたこととでございます。施政方針に掲げるといことはしておりませんが、先ほど町長答弁にもありましたとおり、節目を迎えて、様々な取組を行ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）今言われるのが、被爆者の伝承ですよね。だから小中学生にそういうふうな、今、被爆体験を実際されとる方、あるいは伝承する、あるいは家族ですするというふうな、広島市はそういうふうな制度をずっとやって、講話もしますよというふうなことなんですけれども、是非ともね、そういうふうなの、小中学生にそういうふうな体験を、オンラインでもいいし、リアルでもいいから、ちょっとするように取り組んでもらいたいんですけども、その辺のところはどうでしょうかね。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（立田）被爆の伝承者が小中学生にお話をということでございますが、現在、海田町内の小学校中学校におきましては、人材とか、それから実施時期等の調整の難しさはありますが、一部の小中学校で、そのようなことを計画して実施している学校がございます。で、ほかの学校についても、語り部さんからお話を聞くというようなことではないんですけども、平和学習の一環として、読み聞かせ、本の読み聞かせを聞いたり映像を見たりなどの取組ですとか、平和集会を行ったり、折りづるの意味を考えながら折りづるを折っていったりっていうような活動を計画して、実施をする予定でございます。ただ、証言者や、それから伝承者の方からお話を聞くというのは、一定の教育効果もあると思いますので、小中学校にはそういった方々がいらっしゃるということについて情報提供をしてまいりたいと思っております。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）一部の小中学校というふうなのは、どういう意味なんですか。小中学校6校しかないんで、全校で、全部の学校でやるべきじゃないかと思うんですけども、その辺のところはどうなのでしょうかね。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（立田）伝承者の方から証言を聞いているという学校が一部の学校、一部といいますか、小学校、中学校、1校ずつぐらいなんですけれども、全ての学校で平和学習には取り組んでいます。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）今、核兵器を使う、使うんだというふうな、ロシアとか、イスラエルとか、が言うんですね。そういうふうな状況の中で、本当に核兵器使うんだという状況がすごく高まっておるわけなんですよ。だから、国連の中満事務局次長も、今、ものすごく、そういうふうなことが迫っておるというふうな中で、核兵器を使うちゃいけんよと、いうふうなのを、こどものときから教えにゃいけんと思うんですね。だから、今の広島のような伝承、いろいろな、どういうんですかね、方がおられるわけですから、そういうふうな方に講話をしてもらうとか、あるいは、若い世代の、カクワカやなんかの若い方がおられるんですよ、そういうふうな方から、今の国際的にはこういうふうになってますよと、大変危険ですよと、そういうふうな話を聞くというふうなものすごく大切なことだと思うんですけども、その辺もう少しこう、積極的に伝承していくと、今伝承していくということがものすごく重要になってきとるわけなんですよ。そういうことはできないんでしょうかね。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（森山）議員御指摘のとおり語り部さんとかですね、伝承者の方からお話を聞くというのは先ほども課長の答弁にもありましたとおりですね、一定の効果がある、非常に効果のあるものというふうに認識をしております。平和学習につきましては、いろいろな方法、場所、それから人ですね、選び方によって組み方、教育課程等の組み方も様々でございます。そこについては、学校の教育課程の編成の範囲内で工夫をして行っている。だから、修学旅行等で行った先で聞くこともありますし、夏休みの原爆の日に来ていただいたり、それから映画、視聴等で感じる。どの方法をどのように取り入れていくかということは、各学校において、カリキュラムの編成の中でやっていくことが一番効果的であるというふうに考えております。その中で、必要な語り部さんや、伝承のスタ

イルが必要であるということであれば、学校は、当然、選択をする。それが選択をした部分が、学校の一部あったということでございますので、平和教育のですね、中身については、学校の教育効果をもとにですね、学校が、やはり一番いい形で子どもたちに伝えられる方法を選択するべきだというふうに考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）今、学校の教材、教材いうんか、どういうんですかね、はだしのゲンやなんかがなくなったでしょう。これについて、今、平川、前の教育長が、そういうふうなことをされて、副町長やなんか、県におられて、御存じだと思いうんですけれども、平川教育長が、今のこういうふうなパンゲアですかね、ああいうふうなところで、いろいろな事、談合みたいにされて、今日、今裁判されて、今日、口頭弁論があるらしいんですけれども、11時からね、そういうふうな状況の中で、今、広島のそういうふうな平和教育いうんか平和学習いうんか、そういうふうなものが、なんか、だんだんだんだんこう、薄れてきとるいうんか、教育の問題の中でもね、そういうふうな、で、これ御存じだと思いうんですけれどね、こういうふうな状況の中で、やはり今の平和教育いうんか、本当に大切だと思う。で、何かこういう、広島県のこの教育そのものが、何かこう、今のこの、平川教育長、前教育長にね、ちょっと、されるような何かああいうふうな格好になってきておるというふうに思いうんですよね。何かこう、どういうん、いろんな事業をするのに、前教育長自ら、そういうな、自分の私的なことで、業者を選ぶとか、そういうふうなことがずっとあって、今、裁判になっとるわけなんですけれども、そういうふうなのがやっぱり、いろいろあって、やっぱり、こういうふうな町独自の教育委員会の姿勢とか学校の姿勢もあると思いうんですけれども、やはりそういうふうな、やっぱりもう少し踏み込んだ、例えば海田町にも被爆された方は六百何人おられるわけなんですよね。今でも黒い雨で申請をされて手帳をとるというふうな方がおられて、海田町の中でもそういうふうな、高齢になっとるけども、そういうふうな体験を掘り起こすというんですかね、広島市は何かこう、体験者をいろんなことで掘り起こして話を聞くと、そういうふうなことができないのかというのをお尋ねいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（森山）議員がお話しされた県の教育長の部分については、ちょっとコメントは差し控えさせていただきます。で、平和教育が薄れているのではないか、はだしのゲンがですね、図書館からなくなることによって平和教育が薄れるというのについてはです

ね、平和教育が薄れたのではなくて、描写がどうであったかとかですね、その部分の使い方がどうかというところで、平和教育の意識が薄れたとかそういうふうな部分ではないというふうに認識をしております。平和教育は当然、大事なことですし、それから広島でやっぱり生まれ育ったこどもたちについては、県外や国外に出たときにはですね、やはり広島という名前が背中について回るということは当然、承知をしております。その中で、やはり自分たちが、幼少時代に学習した内容がですね、自分たちが自信を持って、ほかの方に語れるような状況はつくっていかないといけない。それが学校の工夫の中で、こどもたちの成長過程や、それから伝わりやすさ、理解のしやすさというところで教育を編成、カリキュラムを編成してですね、教材を使って伝えていくということが大事でございます。全てのものがですね、薄れたからなくなっていくとか、使わなくなったとかということではなくて、その状況やこどもたちの状況、年齢とかですね、特性に合わせて、伝え方を変えながらですね、平和についての尊さとか大切さというのは語っていかないといけないということで、現状もですね、先ほども言いましたように海田町の中でも、校外学習の中で語り部さんに話を聞いたり、それから映像等の中で学習をしたりということはやっております。それがやっぱり平和に対する尊さとか、大切さにつながっていく、意識の向上につながっていくというふうに考えておりますので、決して薄れてるからやってないというわけではないということだけ御理解いただけたらと思います。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）その辺はよろしく申し上げます。それでやっぱり、今の、海田町で、被爆をされた方の、どういうん、聞き取りいうんですかね、そういうふうなのは多分ずっと以前やられたことがあると思うんですけども、本にもなつとると思うんですけどもね、町の何周年いうんですかね、そういうふうな、それ以降いうんか、は、どういうふうになっているのかというのをちょっとお伺いします。

○議長（桑原）分かるんですか。はい。教育長。

○教育長（森山）すいません。教育の範囲内で聞き取りをして教材化するということについては、過去どのように扱われたかということは、今現在、承知をしておりません。で、やはり教育課程の中では、限られた時間の中で、こどもたちに必要な情報を与えないといけないので、教材をつくり出すというよりも、適切な教材を選ぶというところで、各学校については、指導しているところでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）以前にもね、海田町の人で、被爆をして、学校でそれぞれ話をされた方というのはおられるわけなんですよね。そういうふうな人と、あるいは体験いうんですか、そういうふうなものを、この教えていくいうんか、どういうんですかね、聞き取り、聞き取りをするとか、そういうふうなことをするようなお考えはないのかというのを、もう一度お願いいたします。

○議長（桑原）教育次長。どうぞ。教育次長。

○教育次長（新藤）はい。被爆者の方の証言を町のほうでお聞きするということですが、も、教育委員会としては、現在そのようなことは考えておりません。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）教育委員会でも、あれはどこになるんですかね、被爆の、どういうんですか、申請とかいうふうなところ、するか、手帳申請を受け付けるかというのが、多分、あそこ、表、あれがぶら下がってあるけえあると思うんですけども、そういうふうなところの方、そういうふうな部署いうんですかね、そういうふうなところの人、部署と連携をする、教育委員会だけじゃなくてね、そういうふうな部署と連携をするというふうなことはできないんでしょうかね。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）現在、福祉保健部の社会福祉課のほうで、手帳の申請であるとか黒い雨の関係の手続についてはさせていただいているところでございますが、そういう伝承の部分では、現在、実施はしておりません。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）広島市なんか、しよるわけなんですけど、それと連携をして、どういうふうなやり方とかいうふうなのが多分あると思うんですけども、そういうふうなのをね、是非、節目としてね、やはりお願いをしたいんですよね。ちょっと極端、極端いうか、戦後80年の談話を石破首相が出すとか出さんとかって結局出さんというふうな格好になって、これも政治的なものがあるんでしょうけどもね。だからやっぱり、今、節目ですし、今こういうふうな、どういうんですかね、社会情勢いうんか、非常に危ういところまで来ておるというふうなところを再認識する意味でも、そういうふうな広島市と一緒に、いろいろなことを、一緒にやるいうか、ノウハウを教えてもらういうんか、そういうふうなことをして、広島市はずっとやりよるわけなんですけれども、海田町で

も是非ね、そういうふうなのをやってもらいたいというふうなのがあるんですけど、ちょっと、そういうふうなことをやるような意思があるのかないのかというのをお尋ねいたします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（鶴岡）本町における平和の取組でございますけれども、海田町も加入、加盟をしております平和首長会議で、様々な取組が行われております。今年度から実施をする予定の署名も、平和首長会議を通じて、世界につなげていこうというふうに考えておりますので、そういったところとも連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）この署名、署名コーナーというのはね、大変、効果がいいと思うんですけど、ありがとうございます。常に、平和市長会議とか、そこで一緒にやりよるからというふうなことをずっと言われとるんですけども、やはり町独自としてのね、やはりそういうふうなものを、そういうふうなものを是非ともね、発信もして、また町長としても、今のこの80年を機会に、例えば、8月6日が近づいてくると、何か町長としての思いいうんか、発信いうんか、そういうふうなものを考えられる、考えることができるかどうかいうのをお尋ねいたします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（鶴岡）世界に平和を発信をしていくためには、単町で行うというよりも、平和首長会議のような、世界の自治体が加入するような、一つの組織でもって世界に訴えていくということが効果的というようなこともあろうかと思えます。そういった首長会議の活動と連携しながら、町としてできることを取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）海田町としてもね、やはり、8月6日いうんか、そういうふうなものに対して、そういうふうなものについて、是非ともね、町長のコメントでもいいですからね、是非とも発信をしてもらうようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（桑原）3番、和田議員。

○3番（和田）3番、和田法子です。初めての一般質問をさせていただきます。皆様の応

援やサポートがあり、この場に立てたことに感謝し、質問を始めさせていただきます。
本日、2点の質問をいたします。

まず1点目は、道路整備についての質問です。歩道整備におけるグレーチングの課題について。現在、海田町の歩道では、目幅25から30ミリ程度の普通目グレーチングが多く使用されています。しかし、この幅では車椅子やベビーカーの前輪が溝にはまり、移動が困難になるとの町民の声が寄せられています。特に、高齢者が車椅子を押す際に、タイヤがはまり込むと、誰かに助けてもらわなければ抜け出せないという事例も報告されています。また、グレーチングを避けようとする、道路が水はけのため傾斜していることから、片側に加重がかかり、歩行時の負担が増す問題も指摘されています。特に、高齢者が車椅子を押す場合、体に大きな負担がかかることが懸念されており、改善が求められています。国の移動等円滑化整備ガイドライン、令和3年度5月改訂では、グレーチングの溝幅について30ミリ以下が望ましいとされています。町内のグレーチングはこの基準を満たしているようにも見えますが、実際には、25ミリ以下でも前輪がはまり込むという事例があり、基準と現場の実態にずれが生じています。これは、神戸市の障害者施設検討会議の議事録にも指摘されており、開口幅は20ミリ以下が望ましいという独自の基準の検討が進められています。こうした状況を踏まえ、海田町として、道路の段差やグレーチングの改善をどのように進めていくのか、以下の点についてお聞きいたします。まず、グレーチングについての質問は3点あります。一つ目は、歩道整備における現行基準とグレーチングの仕様についてです。まず、海田町の歩道整備は、グレーチングの構造や段差についてどのような設計基準に基づいているのか、お伺いします。国のガイドラインに適合しているか。安全性や快適性の観点から、より厳しい基準や代替材の検討実績があれば教えてください。特に、車椅子やベビーカーの前輪がはまり込む状況への対策が十分であるかどうかについて、現行基準の見直しが必要ではないかと考えますが、町としての見解を教えてください。二つ目。現状の課題解消に向けた整備方針について。住民からは、歩行に困る、危険を感じるとの声が上がっています。町として、現場の実態と基準のずれをどう認識しているか、そしてその後の対応方針についてお伺いします。具体的には、シニア世代が車椅子を押す際、グレーチングの溝にはまって抜け出せない問題への対応。グレーチングを避けると、道路の傾斜によって片側に加重がかかり、歩行に負担が生じる課題。これらの問題について、町でどのような改善計画があるのか、具体的な対応策をお聞かせください。また、他県の自治体では、開口

幅20ミリ以下の基準設定、住民要望によるグレーチング交換、定期点検の強化など、取組が進められています。海田町としても、これらの事例を参考に、独自の改善方針を策定する考えはあるのか、お聞きします。三つ目、道路整備に関連する補助制度の活用と、制度設計の在り方について。国には、社会資本整備総合交付金、通学路交通安全プログラムなど、道路整備に活用できる補助制度があります。これまで海田町で、これらの制度を利用したバリアフリー関連の実績があるかどうか、教えてください。また、補助制度だけに頼るのではなく、例えば、立川市、住民の声に柔軟に対応する内部ガイドラインの整備、神戸市では、ユニバーサルデザイン運用指針の策定、こういった方針を検討する自治体もあります。海田町として、こうした仕組みを導入し、より迅速で実効性のある歩道改修を進めることが可能ではないでしょうか。町としての方針をお伺いいたします。

二つ目の質問に移らせていただきます。お米の高騰について。価格高騰をしているお米についてお聞きします。先日、国会視察で、空本せいき衆議院議員の農林水産委員会での質疑を傍聴してまいりました。米農家の多くはＪＡグループへ出荷していますが、令和６年度産米の売渡し価格は、令和５年度産米より9,000円アップし、玄米60キロ当たり約2万4,005円。田植機やコンバインなど、農機具や肥料などの価格も上がっており、米農家の所得も確保しなければならないので、妥当な金額と考えられています。そして、令和５年産米は、精米５キロ当たり2,200円から2,500円程度でしたが、令和６年度産米は、3,000円から4,600円程度。大きく価格が高騰していました。政府は、店頭での品薄感を解消するため、政府備蓄米の放出を行っており、店頭価格も若干下がってきた感じがあります。このような主食の高騰は、生活貧困世帯、子育て世帯、高齢者世帯の食生活を直撃し、食の不安定化という形で、町民の健康と尊厳が脅かされています。町単位で、米の安定供給の体制を構築することは困難かと思われませんが、市町村ができる範囲で、食生活の安全を確保する、間接的・生活密着型の政策が求められています。そのような手段として、全国の自治体では、二つの手法が注目されています。一つは、対象者が食品に限定して使用できるフードバウチャー制度。食料専用のクーポン配布。もう一つは、家庭や企業から余剰食品を集めて地域の福祉活動へ循環するフードドライブ活動。これらの制度は、既に他県で導入実績があり、物価高騰の下、新たなセーフティネットとして機能しています。海田町においても、米価格をはじめとした食料物価の構造的上昇を一過性と見なさず、生活支援の中に、食の安定という視点を明確に据えた政策設計

が求められると考えています。そこで、お米高騰に伴い、以下の7点について質問させていただきます。一つ目は、米の価格高騰に関する町民への情報提供について。米の価格高騰は国全体の問題ですが、海田町として情報収集をしっかりと行い、町民の皆様へ適切な広報を行うべきではないでしょうか。特に、政府備蓄米の放出状況や市場価格の変動について、町としてどのような情報提供を行っているかお聞かせください。また、町民の不安を軽減するため、具体的な広報計画について御説明ください。二つ目、学校給食費と栄養面の確保について。米の高騰が学校給食にも影響を与えていると考えられますが、現在の給食費の範囲内で、栄養バランスを適切に維持することができているのでしょうか。特に、町の学校給食では、米を重要な食材としていると思われますが、食材費の上昇に対してどのような対応策を講じているのか、御説明ください。また、給食の質を維持するために、今後検討されている施策があればお伺いします。三つ目は、米の物価高騰による生活影響の、町としての把握について。米の価格急騰が、町内の低所得世帯・子育て世帯・高齢者世帯の生活に与える影響について、町としての現状認識をお伺いします。四つ目、市町村レベルでの食料支援策の必要性認識について。米など主食の直接供給が難しいという構造的制約の中で、町として間接的な食支援にかじを切る必要がある、どのように認識しているか、お伺いします。五つ目は、フードバウチャー制度導入の検討についてです。長野県伊那市では、子育て・困窮世帯に5,000円のクーポンを発行している事例があります。海田町でも、食料限定型支援を導入する検討状況についてお伺いします。六つ目は、フードドライブ活動支援の検討について。杉並区では、行政主導で食品回収と再分配を実施しています。海田町としての支援意向・町の主導による試行可能性について伺います。七つ目、地域内連携と制度設計について。商工会・JA・福祉団体との連携を含め、制度の具体化・運用体制構築と財源、重点支援地方交付金の見通しについて伺います。以上、二つの質問でしたが、答弁をいただく前に、議長、一般質問の一部訂正を申出させていただきたいと思います。御許可いただけますでしょうか。

○議長（桑原）どうぞ。

○3番（和田）ありがとうございます。それでは、通告書に基づく質問のうち訂正を行いたいと思います。今回の質問は、歩道に設置されているグレーチング、特にそのスリット幅について、国が30ミリ以下を推奨しているという通告を行いました。しかし、提出後の確認で、国土交通省のガイドラインが、令和3年度版ではなく、令和6年度版に変

わっていることが判明し、現在のガイドラインには推奨するミリ数が記載されていないことが判明いたしました。そのため、過去の基準に基づいた表現が通告書に含まれていたことを、ここで訂正し、深くおわび申し上げます。はい。訂正の報告が終わりましたので、はい。以上、道路整備についてと米高騰について、二つの質問について答弁を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）和田議員の質問の２点目の二つ目は教育委員会から、それ以外は私のほうから御答弁をいたします。

まず、１点目の道路整備についての質問でございますが、一つ目につきまして、本町の歩道は、国のガイドラインに準拠して整備する方針としておりまして、町独自の設計基準は定めてございません。国のガイドラインは、全国レベルで高い水準の安全性を確保するための技術基準であり、本町といたしましては、この基準に沿って歩道を整備していくことが望ましいと判断しております。二つ目につきまして、まず、実態と整備基準の乖離につきましては、これまで、職員が現地の状況を十分確認した上で、歩道を整備してきたところでございますが、整備後の歩行者の利用状況や、民間の宅地開発による状況変化等を十分把握できてない場所もあろうかと存じます。引き続き、地元要望や調査によりまして、通行の安全上支障があると認められる場合は、現地の状況に応じて適宜修繕してまいります。次に、定期点検の強化等独自の改善方針につきましては、道路舗装の修繕計画を見直す際に、現在実施しております５年に１度の定期点検にあわせて、歩道のグレーチングの設置状況も確認することといたします。三つ目につきまして、まず、道路整備に関連する補助制度の活用につきましては、現在の道路整備事業の採択要件におきまして、歩道改修に特化した有利な財源の獲得が困難な状況の中、近年、歩道のバリアフリー化を直接の目的とした道路整備を行った実績はございません。引き続き、限られた予算を有効活用しながら、安全で快適な歩行者環境を整備するため採択要件に合致する可能性のある補助制度を、幅広く調査研究してまいります。次に、道路整備に関連する制度設計につきましては、道路の新設はもとより、既存道路の改修や、地元要望等により実施する修繕におきましても、国のガイドラインに準拠した運用を行っているため、新たな制度設計は考えてございません。また、公共事業だけでなく、民間開発等による道路の築造におきましても、国のガイドラインに沿った道路整備になるよう、引き続き、許認可の際に事業者を指導してまいりたいと考えております。今後、従

来の地元要望や調査に加えて、道路舗装の定期点検等によりまして道路の状況を適時適切に把握し、改修等が必要な場合につきましては、速やかに対応できるよう努めてまいります。

続きまして、２点目の米価格の高騰につきましての質問でございますが、一つ目の町民への情報提供につきまして、一般的には、町民の皆様は、日々の暮らしの中で、スーパーの店頭やチラシ、インターネットなどにより、自身の生活に必要な食料品や日用品等の価格動向を随時情報提供されているものと存じます。このため、基本的には、町におきまして、食料品等の市場調査を行うことは考えてございませんが、今般、国におきまして、米価に関する情報発信に取り組む方針が示されたため、本町といたしましても、関係省庁が公表する情報を、必要に応じて町ホームページ等により周知することといたします。三つ目の米の物価高騰による生活への影響につきまして、国の統計によりますと、１世帯当たりの家計全体に占める米の支出金額の割合は約０.５パーセントであり、町民の皆様の家計に少なからず影響を及ぼしているものと認識をしております。特に、低所得世帯の家計への負担増加に伴い、食費の節約による健康への影響を懸念しているところでございます。四つ目から七つ目の町独自の食糧支援策の必要性の認識につきまして、本町といたしましては、全国的に物価高騰が続く中、国による累次にわたる総合的な物価高騰対策が必要であると認識しております。なお、現在、海田町社会福祉協議会等におきまして生活困窮者などに対し食糧支援を行っており、役場の窓口等で、食に関する困り事の相談を受けた際には、随時御案内をしているところでございます。今後、国の追加の物価高騰対策につきまして、具体的な内容が明らかになり次第、速やかに必要な対応を検討してまいりたいと考えております。それでは、２点目の二つ目は教育委員会より御答弁をいたします。

○議長（桑原） はい、どうぞ。町長。

○町長（竹野内） １点ちょっと発言の訂正をさせていただきます。２点目の米価格の高騰についての質問のうち、一つ目の町民の皆様への情報提供の中で、町民の皆様が日々の暮らしの中で価格動向をですね、自身の生活に必要な食料品等の価格動向を随時情報提供、提供と発言したかと思いますが、情報収集されているものと存じますということに改めさせていただきます。大変失礼いたしました。

○議長（桑原） 教育長。

○教育長（森山） 和田議員の質問に答弁いたします。米価格の高騰による学校給食の栄養

面の確保についての質問でございますが、近年の物価高騰に伴い、学校給食で使用する米や食材についても値上がりが生じておりますが、学校給食費を値上げせずに児童生徒に栄養のとれたバランスの良い給食を提供できるよう、全学年の児童生徒の物価高騰分を公費で負担しております。また、給食の品数が日により変化をして減っても内容や見た目で満足を得られるよう、献立の工夫や、市販のデザートを購入するのではなく、材料を購入して調理するなど、物価高騰への対応もしております。今後も、物価高騰の状況を見極めながら、給食の質を維持するための施策を検討してまいります。

○議長（桑原）和田議員。

○3番（和田）再質問いたします。まず、グレーチングの件ですが、町の設計基準を定めていないということでしたが、まず、けがや、町民から声が上がっている中で、5年に1度の点検にあわせてグレーチングの交換をしていくということをおっしゃられましたが、町民の声、そういったけがや困るという声を考慮した対応はされないのでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）町独自のそういう改修計画とかを策定するのではなく、今、議員さんおっしゃられるように、点検であるとか町民の皆様の声が上がったところにつきましては、随時、適宜ですね、その現場を確認して、対応のほうを現在行っておりますし、今後もそのようにより細かにできるように、町民の声を中心に交換等やっていきたいと考えております。

○議長（桑原）和田議員。

○3番（和田）町民の中の声で、けが人が出ているなどの声も上がっているのですが、町としてはそういった情報は収集しているのでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）はい。当然に電話、来庁、また議員の皆様とか自治会のほうからそういった要望があったものにつきましては、現地のほうを見させていただいておりますし、昨年度からLINEによる道路情報の通報もできるようにさせていただいておりますので、そういった情報をもとに、できる限り、道路の安全について対応していきたい、整備していきます。

○議長（桑原）課長。あるのかないのか。はい、課長。

○建設課長（早稲田）はい。対応していく気持ちはございます。

○議長（桑原）和田議員。

○3番（和田）対応しているということでしたが、先ほど伝えたとおりですね、国の補助制度について、社会資本整備総合交付金などの補助金を使って、道路整備やまちづくりをすることも可能かと思いますが、今まで活用しなかった理由等も教えてください。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）道路の新設や改良につきましては、その制度が利用できるものは使っております。ただ、この歩道のグレーチングとか、そういった部分的なものについての、採択される要件に合致しておりませんので、それについては、合致しないので利用できないというところでございまして、新設等につきましては、国の補助制度は、有効なものにつきましては積極的に活用しておるところでございます。

○議長（桑原）和田議員。

○3番（和田）5年に1度の定期点検と言われたんですけれども、次の点検はいつなのか。そして、どのように改善していく予定なのかということを教えていただきたい。そして、車椅子を利用される方は、1か所だけの修繕では、町の中を、スーパーなどに行ったりとかされて、一部だけを改善するというだけでは、不便な点が残ると思うのですが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）まず、点検のほうでございしますが、前回につきましては、昨年度、令和6年度に、全町的に舗装の修繕計画を策定するために点検をいたしております。で、その中で、毎年予算化するにあたってでございしますが、特にひどいところにつきましては、更に年次更新で点検するようにいたしておりますので、その際にも、そのグレーチングの状態であるとか、ものについては、点検してまいりたいと考えております。また、車椅子の方が移動されるぶんにつきましては、歩道を全て区域とすることになりますと、宅地のほうへの影響等もございしますので、その部分的というところからまずやっていくようにしておりますが、面的に必要なところがあればですね、適宜実施してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）和田議員。

○3番（和田）では、次のお米の高騰についての質問に移らせていただきます。皆様の家計に少なからず影響を及ぼしていると認識しているということでしたが、町でどの程度、どの、数値など、具体的な影響の把握、そして、どのような手法で行っているか、また、

今後の対策としてどのような施策を検討しているのか、伺います。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（田村）現在、町において、どのように町民の方に影響を与えているかにつきましては、調査自体を実施しておりませんので、具体的な数値のほうはお示しすることができません。

○議長（桑原）課長。今後の施策、いや、今後どうするかって全く考えてないということ。

○社会福祉課長（田村）すいません。現在、社会福祉協議会において、生活困窮者に対しましては、食糧支援というのを実施しておりますが、その他の施策につきましては、今後、国の経済対策等示される中で、検討を進めていきたいと考えております。

○議長（桑原）はい。よろしいですか。はい。和田議員。

○3番（和田）海田町では、2022年ですね、食品ロス削減月間という、なんか設けてあったんですけども、現在ではこのような取組などはされていらっしゃらないのでしょうか。

○議長（桑原）ちょっと待って。通告にないんですが、フードロスの問題。フードロスありますか。ありませんよね。通告外ですから、違う質問にしてください。和田議員。

○3番（和田）はい。現在、国、タイムリーに、国のほうが米の件で動いておりますが、備蓄米というのは一時的な対応だと思っております、今後、海田町として、また高騰する可能性ということを考えて、どのように施策などをされていくのでしょうか。

○議長（桑原）企画部次長。

○企画部次長（吉本）はい。米対策というところで、議員の御質問の中にもありましたが、市町村単位での米の安定供給体制を構築することは、当然、制度、流通の構造上、極めて困難なところがございますので、議員御提案の間接的な政策対応というところで、例えば、日々変わる米の価格ではございますが、政府のほうの発表で有益な情報等があれば、例えば、必要に応じて町のホームページにリンクを貼るとか、そういったところをまずは考えております。

○議長（桑原）和田議員。

○3番（和田）現在、子育てや貧困世帯にクーポン券を発行している町がありましたが、海田町としては、そういったクーポン券を配る等の対策はされないのでしょうか。

○議長（桑原）企画部次長。

○企画部次長（吉本）今現在、海田町においては、物価高騰対策として既に独自の支援策

を行っているところでございます。で、新たなというところ言えば、今、国においても新たな経済対策等が議論される中で、今後、市町に対して、独自の支援策できるような十分な財源が交付されるようなことがあればですね、それをもって検討していきたいと考えております。

○議長（桑原）和田議員。

○3番（和田）先ほどの岡田議員の答弁のときに、町長が、この町に住めば充実した生活ができるという状態を目指していらっしゃるということをおっしゃっていらっしゃいましたが、この食に対して、食の充実というところは、どういうふうに対応していけるのでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）食全般ではないですけども、海田町の施策全体で町民の満足度を上げていくというところは、町長が答弁した趣旨、根本だと思います。で、食に対しては、今、先ほど岡田議員の答弁でもしたんですけども、学校の給食費等の物価高騰分の手当、それから、保育所とか、そういうところに対する副食費とか、そういうところの物価高騰分の手当でも現在させていただいておるところでございます。町民全体へという広がり、財源の問題もありますので、できてはいたんですけども、子育て世代を中心に今やっているとございまして。で、町長答弁の繰返しにはなりますし、先ほど次長も申しましたように、そういったことには、やはり財源というものが必要になります。国におきましても、そういったところは、今、いろいろ議論されている報道等を見ますし、新聞報道等も見ますので、そこらを待って、有利な財源等々ありましたら、対策のほうを検討させていただきたいというふうに考えております。

○3番（和田）では、これで終わります。

○議長（桑原）これで終わります。

○3番（和田）はい。

○議長（桑原）はい。御苦勞様でした。これにて一般質問を終結いたします。暫時休憩します。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11時35分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

- 議長（桑原）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。日程第2、第33号議案、町道の路線の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長（竹野内）第33号議案、町道の路線の認定について。宅地開発により帰属した道路を町道として認定するものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。
- 議長（桑原）建設課長。
- 建設課長（早稲田）それでは、第33号議案、町道の路線の認定について御説明いたします。議案書の10ページをお願いいたします。この度は、道路法第8条第2項の規定により、町道の路線を認定することについて議決をお願いするものでございます。提案の理由は、宅地開発により帰属した道路を町道として認定するものでございます。資料1をお願いいたします。今回は6路線あり、各路線とも新たに路線認定をするものでございますので、路線認定図及び位置図につきまして、赤色で示した部分の路線認定をお願いするものでございます。まず、1ページを御覧ください。左側が町道356号線の認定区間図になります。次に、ページ右側の位置図を御覧ください。起点側の県道瀬野船越線から終点の回転広場までの区間の認定をお願いするものでございます。次に、2ページを御覧ください。町道356号線の断面図になります。最大幅員部のAA'断面は、起点側の隅切り部分で、幅員は9.9メートルとなります。次に、BB'断面は、標準的な面で、幅員が5.0メートルとなります。次に、CC'断面は、最小部で、幅員が4.0メートルとなります。水道管及び下水道污水管につきましては、各路線とも、各断面に記載のとおりです。次に、3ページを御覧ください。左側が町道357号線の認定区間図になります。次に、ページ右側の位置図を御覧ください。起点側の県道瀬野船越線から終点の回転広場までの区間の認定をお願いするものでございます。次に、4ページを御覧ください。町道357号線の断面図になります。最大幅員部のAA'断面は、起点側の隅切り部分で、幅員は10.7メートルとなります。次に、最小幅員部のBB'断面は、標準的断面で、幅員が5.0メートルとなります。次に、5ページを御覧ください。左側が町道358号線の認定区間図になります。次に、ページ右側の位置図を御覧ください。起点側の県道瀬野船越線から終点の回転広場までの区間の認定をお願いするものでございます。次に、6ページを御覧ください。358号線の断面図になります。最大幅員部のAA'断面は、起点側の隅切り部分で、幅員は11メートルとなります。次に、BB'断面は、標準的断面で、幅員が5.2メートルとなります。次に、CC'断面は、最小部で、幅員が4.2メートルとな

ります。次に、7ページを御覧ください。左側が359号線の認定区間図になります。次に、ページ右側の位置図を御覧ください。起点側の町道6号線から回転広場先の終点までの区間の認定をお願いするものでございます。8ページを御覧ください。町道359号線の断面図になります。最大幅員部のAA'断面は、起点側の隅切り部で、幅員は7.4メートルとなります。次に、BB'断面は、標準的断面で、幅員が4.2メートルとなります。次に、CC'断面は、中間部の回転広場の部分で、幅員が6.7メートルとなります。次に、DD'断面は、最小部で、幅員が4.0メートルとなります。9ページを御覧ください。左側が町道360号線の認定区間図になります。次に、ページ右側の位置図を御覧ください。起点側の町道156号線から終点の回転広場までの区間の認定をお願いするものでございます。次に、10ページを御覧ください。町道360号線の断面図になります。最小幅員部のAA'の断面は、標準的断面で、幅員は6.0メートルとなります。次に、BB'断面は、最大部で、幅員が14.1メートルとなります。次に、CC'断面は、終点部で、幅員が8.5メートルとなります。11ページを御覧ください。左側が町道361号線の認定区間図になります。ページ右側の位置図を御覧ください。起点側の町道7号線から広島市との行政区域外となる終点部までの区間の認定をお願いするものでございます。12ページを御覧ください。町道361号線の断面図になります。最大幅員部のAA'断面は、起点側の隅切り部分で、幅員は13.8メートルとなります。次に、最小幅員部のBB'断面は、標準的断面で、幅員が6.0メートルとなります。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○15番（崎本）15番、崎本でございますが、ただいま説明がありました。非常に親切で親切じゃないような気がするんじやが、合わせて6件じゃの。で、6件のうち、開発行為は何件か。ほいで、ちょっと欲言うたら、開発行為は、今の平米で言うてもろうたほうがええかの、坪で言うた、平米で言うてもらおうか。開発やったとこ、何平米か。ちょっとそれをちょっと説明お願いします。大体そのぐらい書いてくれとったほうが分かりやすいんじやけど、6件も1回に出すんなら。よろしくお願いします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）はい。この度の路線の認定をお願いするものにつきましては、全て開発行為によるものでございます。で、今回認定部分の面積でございますが、すいません、資料のほうを持ち合わせておりませんので。すいません。

○議長（桑原） 崎本議員。

○15番（崎本） わし、ちょっとそこら、何で質疑した、質問したか言うたらの、開発行為というのは道路幅が最低何メートルかあるよの。ほいじゃが、この道路幅はその開発行為に適しておる道路幅なもんもあるんじゃが、今の4.5メートルとかあるんじゃが、大体道路幅は、わしが建築をやって、だいたい今までいろいろたところによったら、開発行為をやったら、最低でも6メートルちゅう基準があった思うんよ。そこらの基準というものは今どうなってるかちょっと教えてくれ。

○議長（桑原） 建設部長。

○建設部長（木村） こちらの開発行為といいますのは、広島県が許可をしております、広島県の開発に関する技術的指導基準というのがございます。それらの標準は6メートルになっておるんですけれども、例外規定というのがございまして、例えば、戸建て専用住宅において、幅員は5メートル以上の袋状の道路、で、当該道路の延長が70メートル以下。ただし、35メートル以下ごとに回転広場を設けた場合は、この限りではない。かつ、当該道路に接する区画数が12以下のものというようにですね、その住居専用地域で、なおかつ、それに付随する戸建ての数によって幅員が緩和されるという規定がございまして、今回のものにつきましては、全てそれらの基準に合致した、許可を得た開発行為で、町が帰属をした道路でございます。

○議長（桑原） 崎本議員。

○15番（崎本） さっきの説明でよく分かったのは、昔は600平米かの、6,000平米か、以上が開発行為という名目で、6メートルなけにゃいけんというような基準じゃったが、今の緩和された基準であつたら、今の面積によって、それ以下でも、開発行為にやって、その基準によって、道路幅も違うと。緩和されてくるという基準が新たにできたちゅうことやの。分かりました。ほいで、もしか、わしも不動産しよるんじゃが、その開発行為で、今頃、資料でも何でももらえんのじゃが、新たなその基準ちゅう枠ができた、基準ちゅう、それをちょっと閲覧できることはできるんか。それをちょっとお願いします。

○議長（桑原） 建設部長。

○建設部長（木村） はい。開発行為は宅地の面積が1,000平米以上が該当するものになるんですけれども、非常に大きなものになると、先ほど議員おっしゃられたように6メートルが標準ということになるんですが、1,000メートルを超えても、先ほど申し上げたように、小規模のものについては緩和措置が設けられております。で、こちらの基準

というのは、私の知る限り、かなり前から、もう既に整備はされておったと思うんですけども、すいません、いつからその基準ができたかというところまではちょっと把握し切れておりませんので、御容赦ください。こちらの基準につきましては、広島県のホームページで見れるようになっておりますので、どちらの方でもインターネットで御検索いただければ、閲覧できるようになっております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第33号議案について、採決を行います。お諮りいたします。第33号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、第34号議案、海田町公告式条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第34号議案、海田町公告式条例の一部を改正する条例の制定について。条例、規則その他の規程の交付等の方法を見直すため、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）それでは、第34号議案、海田町公告式条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。改正内容につきましては、資料2の概要で説明をさせていただきますが、議案書は11ページ、資料3で新旧対照表を提出しております。それでは資料2をお願いいたします。1の要旨でございます。条例、規則その他の規定の公布・公表を行うための方法を見直すため、海田町公告式条例の一部を改正するものでございます。2の現在の公布等の方法でございます。現在、条例等の公布等は、町内4か所の掲示板に掲示することとし、条例、規則、公表を要する規定の公布等の方法については海田町公告式条例に、規定以外の告示の公示の方法については海田町公告式規則に規定しております。3の改正案でございます。現在の町内4か所の掲示場への掲示から、海

田町役場前の掲示場への掲示又は町ホームページへ掲載する方法に変更するものでございます。なお、海田町役場前の掲示場に掲示する方法により公布等をしたものについては、遅滞なく町ホームページへも掲載することとし、掲示板とホームページの両方に掲示することといたします。また、施行後当分の間は、掲示板がなくなることの代替措置として、公共施設において、掲示板と同じ内容のものを閲覧できるよう措置いたします。施行期日は令和7年10月1日で、経過措置といたしまして、施行期日以降に公布等する条例等について適用し、施行期日までに公布等した条例等については、なお従前の例によることといたします。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。玉川議員。

○7番（玉川）7番、玉川です。今回の公示方法の改定、条例改定によって、掲示されない表示のところがあるということを、町民の皆さんに周知しないといけないんですけれども、今回のこの公示については、従前どおりの方法で掲示されるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）はい。御見込みのとおり従前どおりの掲示をいたします。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）では、それに加えて、公告の周知についてはどのように周知徹底していく予定でしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）ホームページ等で周知するのに併せて、今後はSNS等で掲示をした旨を周知したいと考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。岡田議員。

○12番（岡田）12番、岡田です。掲示場所が役場のその前ということなんですけれども、御存じのように、あそこ、ものすごくこう、掲示をしたという格好だけで、全く、どういふん、読むことができないいふんか、構造上いふんか何ちゅうか、そういうふうになっとるんですけれども、何かこう、方策みたいなのは考えておられるんでしょうかね。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）すいません。見にくい面もあろうかとは思いますが、なるべ



く見やすいような貼り方でもって対応させていただければと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○12番（岡田）大きな掲示板なんだけれども、あそこに、どういうんかね、石垣、石垣いうか何か、ああいうのがあって、その奥に置いてあるような格好になるんですけども、場所をちょっとこう、変えるとか、何とかいうふうなことはできないのでしょうかね。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）すいません。ちょっと場所につきましては簡単に動かせるものではございませんので、貼り方等で工夫してまいりたいと思います。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第34号議案について採決を行います。お諮りいたします。第34号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、第35号議案、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第35号議案、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、部分休業制度に係る関係規定の整備等、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）それでは、第35号議案、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。改正内容につきましては、資料4の概要で説明をさせていただきますが、議案書は12ページ、資料5で新旧対照表を提出しております。それでは資料4をお願いいたします。

1の要旨でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、部分休業制度に係る関係規定の整備等、所要の改正を行うものでございます。2の法改正の概要でございます。（1）部分休業の形態の拡充として、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内の形態を新設し、職員はいずれかの形態を選択可能とされます。また、（2）非常勤職員に係る部分休業取得の対象となる子の年齢の引上げとして、現在の3歳に達するまでを、小学校就学の始期に達するまでとされます。以上の改正を踏まえまして、3の条例改正の概要でございます。（1）として、第1号部分休業について、勤務時間の始め又は終わりに限り請求可能とする取扱いを廃止いたします。また、（2）として、第2号部分休業について、原則1時間を単位として取得することとし、1年につき請求できる上限を次のとおり定めます。常勤職員は77時間30分で10日相当。非常勤職員についても、1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間でございます。（3）として、部分休業の取得形態を変更することができる特別な事情を規定いたします。（4）として、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、次の2点を任命権者に義務付ける規定を設けます。1点目が、職員が本人又はその配偶者が妊娠、出産したこと等を申出た場合における情報提供、個別の意向確認、意向配慮等。2点目が、3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度の情報提供、意向確認等でございます。最後に、施行期日は令和7年10月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより第35号議案について採決を行います。お諮りいたします。第35号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第35号議案については原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第5、第36号議案、海田町非常勤消防団に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内） 第36号議案、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が一部改正され、35年以上勤めた団員に対する退職報償金の区分が追加されたことに伴い、所要の改正をするものでございます。改正の内容は新旧対照表のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第36議案について採決を行います。お諮りいたします。第36号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第6、第37号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内） 第37号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定について。地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明させます。

○議長（桑原） 税務課長。

○税務課長（杉本） それでは、第37号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。改正内容につきましては、資料7の海田町税条例の一部を改正する条例の概要で説明させていただきますが、議案書は18ページ、新旧対照表を資料8として提出しております。資料7の条例の概要をお願いします。1の要旨でございますが、この度の改正は、令和7年度税制改正等により、地方税法等の一部が改正された

ことに伴い、4月の臨時会で専決処分の承認をいただいた以外の部分について、一部改正をするものでございます。それでは、改正内容について御説明いたします。2の個人町民税関係の改正でございますが、所得控除について、19歳以上23歳未満の大学生年代の子などに係る新たな控除として、特定親族特別控除を新設するものです。施行期日は令和8年1月1日で、参考として、現在の特定扶養控除と新設される特定親族特別控除の対象と、控除額をそれぞれ記載しております。次に、3の町たばこ税関係の改正でございますが、加熱式たばこの課税方式について、現在の重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算する方式から、重量のみで換算する方式に見直すとともに、一定の重量以下のものは、1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する仕組みに段階的に変更するものです。施行期日は令和8年4月1日で、表は、参考として、加熱式たばこの課税方式の見直しの実施時期等を記載しており、改正後は、激変緩和措置として、令和8年4月1日以降と令和8年10月1日以降の2段階で課税方式の見直しを実施することとされております。次に、4のその他でございますが、公示送達について、公示事項をインターネットを利用する方法により、不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を町の掲示場に掲示する方法又は町の事務所に設置した電子的計算機の映像面に表示したものの閲覧をできる状態に置く措置をとることによってする方法に変更するものです。施行期日は、政令で定める日で、施行の日以後に行う公示送達について適用することとなっております。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。玉川議員。

○7番（玉川）7番、玉川です。先ほどの公示の方法と同じくなんですけど、こちらの場合は、町の掲示場に掲示する方法又は、になっております。この書き方であると、掲示しない場合が想定されるんですけども、確実に1か所は掲示すべきだと思いますが、それについてはどのようにお考えで、このようにされているのでしょうか。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（杉本）議員御指摘の点につきまして、掲示場に掲示をするか、若しくは町の事務所に設置した電子的計算機の映像面に表示したものを閲覧できる状態に置くと、どちらかということございまして、実施につきましては、インターネットを利用する方法等により、行いたいと思っております。

○議長（桑原）ほかにございますか。玉川議員。

○7番（玉川）ちょっと矛盾したことを最後言われてらっしゃるのかなっていうふうに思いますが、最終的にインターネットを利用する方法しかないような言い方をされました。しっかり紙での掲示、またはインターネットが操作できない方にも配慮した形の掲示というものが必要になるんですけれども、今言われたことは正しい答弁でよろしかったんでしょうか。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（杉本）失礼いたしました。インターネットによる方法と、町の掲示場に掲示する方法で行いたいと思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）じゃ、少なくとも1か所は、必ず、インターネットが見れない方でも、見れるような措置をされるという理解でよろしいですか。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（杉本）おっしゃるとおりでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第37号議案について採決を行います。お諮りいたします。第37号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第7、第38号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第38号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。地方税法施行令の一部改正に伴い、課税限度額の引上げ等、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明させます。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（杉本）それでは、第38号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する

条例の制定について御説明いたします。改正内容につきましては、資料9の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要で説明させていただきますが、議案書は22ページ、新旧対照表を資料10として提出しております。資料9の条例の概要をお願いします。1の要旨でございますが、今回の改正は、地方税法施行令の一部改正に伴い、海田町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。それでは、改正内容について御説明いたします。まず、2の課税限度額の見直しでございますが、これは、今後も医療の高度化や高齢化等による医療費の増加が見込まれていることなどから、課税限度額のうち、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係るものの上限を引上げ、高所得層により多くの負担を求めるものでございます。具体的には、基礎課税額に係る課税限度額について、65万円から66万円に引上げ、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について、24万円から26万円に引上げを行うというものでございます。次に、3の5割軽減・2割軽減の基準額の見直しでございますが、これは、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯について、経済動向の変動により、これまで軽減の対象となっていた世帯が対象から外れることがないよう、軽減判定所得の基準額を引き上げるものでございます。具体的には、5割軽減については、対象世帯の所得算定における被保険者数等に乗じる金額を、29万5,000円から30万5,000円に引上げ、また、2割軽減については、同じく被保険者数等に乗じる金額を、54万5,000円から56万円にそれぞれ引き上げるものでございます。次のページをお願いいたします。4の施行期日については、公布の日からでございます。次に、5の適用区分でございますが、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。岡田議員。

○12番（岡田）12番、岡田です。5割軽減の人が、29万5,000円から30万5,000円で、2割軽減の人が、54万5,000円から56万円ということで、軽減される世帯数と人数が分かれば教えてください。また、それに国保会計の歳入がどれぐらい増えるのかもお願いいたします。

○議長（桑原）しばらくお待ちください。税務課長。

○税務課長（杉本）令和7年度当初賦課を行わないと分かりませんが、仮に令和6年度の当初賦課時点での世帯数と同数であると仮定いたしますと、5割軽減に該当する

のは、医療給付費分と、後期高齢者支援金等分が351世帯622人、2割軽減に、介護納付金分が、すいません2割軽減に該当するのは、医療給付費分、後期高齢者支援金分等が274世帯488人でございます。減額分については、2,600万円となります。

○議長（桑原）よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。討論があるようなので討論を行います。まず、反対討論を許します。岡田議員。

○12番（岡田）第38号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対をいたします。反対討論の主な理由は、今の物価高騰で国保の加入者の多くは収入が不安定であり、限度額を上げるべきではないということです。

国保は老人健康保険制度が後期高齢者になった平成20年の基礎限度額が47万円、後期高齢者支援金等賦課限度額が12万円で、介護納付金課税限度額が9万円の合計68万円だったのが、それが毎年のように引き上げられ、また、今回、基礎限度額が1万円、後期高齢者支援金賦課限度額も2万円引上げられ、平成20年の課税限度額の合計68万円から、令和7年度、今回の課税限度額が109万円になり、19年間で14回、41万円も引上げられました。一方、物価変動に反映をして、均等割、平等割の5割・2割軽減の判定基準が改正をされて、低所得者に対する税額軽減の対象者も拡大をされましたが、法定軽減されるのは世帯でごく一部だと思います。これまでも同様に、賦課限度額を引下げて中間層を引き上げてきましたが、厚生労働省が設置をしている医療保険部会においても、全国市町村会からも、こどもの人数が多いと負担が増えていく、限度額を引き上げていくのは限界に達しているという意見が出されています。賦課限度額を引き上げる方法では、今の高過ぎる国保税の構造的な問題は解決できず、この度の改正には反対です。本来に維持可能な制度とするには、加入者の中でやりくりをして穴埋めをするのではなくて、国庫負担金を大幅に引き上げるしかありません。以前から全国知事会や市町村会も求めている1兆円規模の公費の投入を国が行うこと、国保にしかない均等割や平等割の廃止など制度的に図るべきです。そして町長はその先頭に立つべきです。以上の理由で、第38号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対をいたします。

○議長（桑原）続いて賛成討論を許します。西田議員。

○6番（西田）6番、西田です。第38号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正す

る条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。現行の国民健康保険制度を支えているのは、被保険者一人ひとりです。今回の改正は、高齢化の進展、それに伴う医療費の上昇に対応するため、所得の多い方にそれなりの負担を求め、税負担の公平性を図りつつ、確実な財源を得ることを目的として、後期高齢者支援金等課税限度額を引き上げるものでございます。また、5割軽減及び2割軽減の基準額の見直しについては、物価上昇による所得水準の全体的な上昇の影響で軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、軽減判定の基準を引上げ、負担の軽減を図る内容となっております。以上のことから、今後の国民健康保険制度の持続可能な運営のためにも、今回の条例改正は致し方ないものと考えます。以上、私の賛成討論といたします。皆様の御賛同よりしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立によって採決を行います。お諮りいたします。第38号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）はい。御着席ください。起立多数と認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第8、第39号議案、令和7年度海田町一般会計補正予算第2号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第39号議案、令和7年度海田町一般会計補正予算第2号。この度の補正予算につきましては、ふるさと館職員給与事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）それでは、第39号議案、令和7年度海田町一般会計補正予算第2号について御説明いたします。資料11、令和7年度補正予算説明書をお願いいたします。なお、今回の補正予算においては、歳出において、人事異動等に伴う人件費の増額を要求してございます。これにつきましては、件数が多く、繰返し出てまいりますので、個別の説明は省略させていただきます。

それでは歳出から御説明いたします。改めて、資料11の4ページ、5ページをお願いいたします。総務費、統計調査費の国勢調査事業につきましては、国勢調査調査員募集業務にかかり、委託料を増額するものでございます。財源として、県の各種統計調査委託金を活用いたします。6ページ、7ページをお願いいたします。民生費、社会福祉費の低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業につきましては、給付対象者及び給付額算定等に必要な業務システムの導入にかかり、委託料を増額するものでございます。財源として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたします。8ページ、9ページをお願いいたします。民生費、児童福祉費の児童クラブ管理運営事業につきましては、物品の購入にかかり、備品購入費を増額するものでございます。10ページ、11ページをお願いいたします。民生費、生活保護費の生活保護一般事務事業につきましては、制度改正に伴うシステム改修にかかり、委託料を増額するものでございます。財源といたしまして、国の生活保護適正実施推進事業補助金を活用いたします。12ページ、13ページをお願いいたします。衛生費、保健衛生費の定期予防接種県外接種者助成事業につきましては、県外で予防接種を受けた方が当初見込みを上回ったことにかかり、扶助費を増額するものでございます。14ページ、15ページをお願いいたします。商工費、商工費の商工業振興事業につきましては、当初見込んでいなかった補助対象事業者に対する海田町事業活動持続化支援事業補助金の交付にかかり、負担金補助及び交付金を増額するものでございます。16ページ、17ページをお願いいたします。中段になりますけれども、土木費、都市計画費の海田市駅エレベーター改修事業につきましては、資料12を併せて提出しておりますけれども、定期点検によりまして、人が乗るかごをつる主ロープの取替えが必要になったもので、工事請負費を増額するものでございます。財源といたしまして、町債を活用いたします。資料11に戻っていただきまして、18ページ、19ページをお願いいたします。消防費、消防費の消防団運営事業につきましては、町消防団員の退職に伴う退職報償金の支払いにかかり、報償費を増額するものでございます。財源として、消防団員退職報償金受入金を活用いたします。その下の行の水防事業につきましては、自主防災会に対するコミュニティ事業助成金の交付にかかり、負担金補助及び交付金を増額するものでございます。財源といたしまして、コミュニティ助成事業助成金を活用いたします。

続きまして、歳入について御説明いたします。2ページ、3ページをお願いいたします。ここでは、歳出のところで御説明いたしました特定財源については省略させていた

できます。３ページの右側、説明欄の上から三つ目、中店窪町線道路改良事業費交付金につきましては、国からの補助額の増額によるものでございます。次に、説明欄の一番下の中店窪町線整備事業につきましては、先ほどの中店窪町線道路改良事業費交付金の増額に伴い、町債を増額するものでございます。最後に、説明欄の中ほどでございますけれども、中ほどのやや下でございますけれども、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整といたしまして、減額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第39号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,342万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億2,931万9,000円とするものでございます。また、第２表により、地方債補正を行います。以上で、令和７年度海田町一般会計補正予算第２号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第39号議案について採決を行います。お諮りいたします。第39号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第９、発議第７号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書案を議題といたします。本案については提出者が全員でございますので、質疑討論は省略します。

これより、発議第７号について採決を行います。お諮りいたします。発議第７号については、原案のとおりこれを決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、発議第７号は原案のとおりこれを決します。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。この際、町長か

ら発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（竹野内） 皆さん、大変お疲れ様でございました。本議会においてですね、こちらが提出させていただいておりました全ての議案につきまして、原案どおり御議決をいただきましたことを厚く御礼を申し上げたいと思います。引き続き、皆様方にですね、御理解、御協力をいただきながらですね、町政を前に進めていきたいと思っておりますので、何とぞ御協力のほどよろしくお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。皆さん、大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。

○議長（桑原） それでは、本定例会は、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することを決めます。

以上で、令和7年第5回海田町議会定例会を閉会したいと思います。皆さん、大変御苦労様でした。

午後1時58分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 7 年      月      日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員